

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	311 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	287 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	53 件
厚生年金関係	43 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、45 年 7 月から同年 9 月までの期間、46 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで  
④ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで  
⑤ 昭和 48 年 7 月から同年 12 月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入して、夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。夫の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納になるとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しており、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納している。

また、申立期間①、③、④及び⑤のうちの 3 か月について、夫は当初未納であったことが特殊台帳から確認できるが、申立期間①の保険料は第 1 回特例納付で納付されていることが同台帳から確認でき、その他の未納期間の保険料もその後に納付されていることがオンライン記録から確認できること、申立期間当時に夫が当初未納であった別の期間について、申立人の保険料が現年度納付されているものが散見され、年長の夫の保険料を優先的に納付していたとも考えにくいこと、申立人及びその夫は、店を経営しており、申立期間及びその前後の期間を通じて、生活状況等に大きな変化は認められないこ

となど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの期間、平成元年9月から2年7月までの期間及び3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から同年12月まで  
② 平成元年9月から2年7月まで  
③ 平成3年2月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は、それぞれ9か月、11か月及び1か月と短期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付をしていたとする母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年3月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、同年10月の保険料は、厚生年金保険加入期間であったため、同年11月28日に還付決議が行われていることがオンライン記録で確認できるが、当該還付決議時点において当該期間が未納であったとすれば、時効期間が経過していない当該期間の一部に充当されるべきであるにもかかわらず充当処理は行われていないこと、申立期間②及び③については、申立期間②直後の期間及び申立期間③前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで  
② 昭和59年10月

私は、結婚した昭和56年7月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金保険料を未納の無いように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月及び1か月とそれぞれ短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻時の昭和56年7月に任意加入したことにより払い出されており、申立人は、申立期間を除き同年7月から第3号被保険者となる前月の61年3月までの国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間の前後を通じて申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 18 か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 55 年 10 月に払い出されており、当該納付時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直前の 53 年 8 月及び同年 9 月の保険料は過年度納付されていること、申立期間直後の 55 年 4 月以降の国民年金加入期間の保険料は全て納付済みであること、申立人及びその母親の保険料を納付していたとする申立人の父親及び同居の母親は、申立期間を含め国民年金の加入可能月数の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年4月まで

私は、昭和63年5月に結婚後、区役所で国民年金の加入手続を行い、第3号被保険者になるまでの期間の国民年金保険料を納付書により、金融機関で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年9月に払い出されており、当該払出時点で、62年5月から63年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付、63年4月の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区では、国民年金の加入手続の際に区役所の窓口で現年度保険料及び過年度保険料の納付書を発行しており、過年度保険料については区役所で収納することができないため、金融機関で納付するよう案内していたと説明しており、申立人が納付したとする場所は、過年度保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から41年3月まで

私の父は、昭和42年4月に私が婚姻するまで、父や兄の分と一緒に私の国民年金保険料を区の集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年12月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、保険料を納付していたとする申立人の父親及び当時同居していた兄の当該期間の保険料は納付済みであること、区の集金人に納付していたとする納付方法は、申立人が申立期間当時居住していた区の現年度保険料の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年8月から40年3月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当該期間の過年度納付の状況を確認することができない。また、上記手帳記号番号払出時点では当該期間のうち38年8月及び同年9月は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出時点で同年10月から40年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、父親から区の集金人以外に保険料を納付したと聞いた記憶は無いと説明しており、区の職員は過年度保険料を収納することができなかつたこと、父親が申立人と同様に保険料を納付していたとする弟の手帳記号番号は、44年5月に払い出されており、弟も当該払出時点で過年度保険料とな

る 43 年 6 月から 44 年 3 月までの期間の保険料が未納となっていることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 11300

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年12月まで  
私は、平成5年3月に会社を退職し、その後、市支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、退職金もあったので納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年5月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立期間直後の6年1月から同年3月までの保険料はオンライン記録では「A現自」と記録され、過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年7月まで  
私は、20歳になった頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が20歳になった平成3年\*月に払い出され、申立人は同月から共済組合に加入する10年3月まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間直前の期間の保険料は8年4月に現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 53 年 6 月まで

私は、国民年金に加入した当初は国民年金保険料を納付していなかったが、義母から遡って保険料を納付できると教えられ、婚姻後に遡って納付できる分の保険料を私か妻がまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 6 月までの期間については、申立人は、義母から国民年金の保険料を遡って納付できると教えられたので、自身か妻が遡って保険料を納付したと説明しており、同年 3 月に婚姻した申立人の妻は、妻自身の国民年金手帳の記号番号が払い出された 54 年 10 月以降に、53 年 1 月まで遡って保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月から 52 年 12 月までの期間については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に保険料を遡って納付できることを教えたとする申立人の義母は、53 年 10 月に国民年金に加入し、同年 12 月に過年度納付を行い、55 年 6 月に第 3 回特例納付により当該期間の一部の保険料を納付していることが確認できることから、申立人が保険料を遡って納付したとする時期は、当該加入時点以後と推測される。妻の手帳記号番号が払い出された 54 年 10 月時点は、第 3 回特例納付の実施期間内であるものの、申立人及びその妻は、遡ることのできる期間の保険料を遡って納付したと説明するにとどまり、遡って保険料を納付した期間、納付額、時期等に関する記憶が曖昧であるほか、第 3 回特例納付納付者リストには申立人の納付記録は記載されていないなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年10月まで  
② 平成5年8月から6年3月まで  
③ 平成7年9月から同年11月まで

私は、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を分割納付できるように納付書を作成してもらい保険料を納付してきた。離婚後は、年金手帳の再発行手続とともに資格種別変更手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は8か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年12月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は当該期間直前の4年11月から5年7月までの期間の保険料を過年度納付していること、当該期間直後の6年4月から同年8月までの期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③について、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、上記手帳記号番号払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。申立期間③については、申立人は当該期間直前の第3号被保険者から当該期間の第1号被保険者への切替手続を平成8年4月頃に行い、当該期間直後の7年12月分の保険料を10年1月に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になったので国民年金に加入し、国民年金保険料を分割して納付してきた。督促状が届き納付したこともあり、保険料の未納は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 10 月頃に払い出され、申立人は、同年 4 月以降厚生年金保険に加入する前の平成 9 年 4 月まで、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、オンライン記録から、昭和 60 年 2 月 5 日に申立人に当該期間のものと思われる過年度納付書が発行されており、3か月分の短期間の保険料について未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は 20 歳になったので国民年金の加入手続を行い、市役所で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は、申立人が 21 歳時の昭和 51 年 10 月頃に払い出されていること、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人が当時居住していた市の窓口では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から51年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私の母は、私が20歳の頃から昭和62年の頃まで、私の国民年金保険料を両親の保険料と一緒に町内会の集金担当者に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人が所持する領収証書によると、当該期間直後の昭和53年4月から同年6月までの保険料は同年11月16日に現年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。また、母親は、加入手続及び当該期間当時の申立人の国民年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年

4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から48年3月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を前後の期間の保険料と合わせて一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10か月と短期間であり、申立人は、昭和46年12月以降、申立期間を除き60歳に到達するまでの期間に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立期間を含む昭和46年12月から48年9月までの期間の保険料を妻に依頼してまとめて納付したと説明しており、申立人が記憶している納付額は、上記期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間直前の昭和46年12月から47年5月までの期間の保険料については、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿により、第3回特例納付が実施されていた55年6月30日に納付されていることが確認でき、申立期間直後の48年4月から同年9月までの期間については、当初未納期間とされていたが、申立人が所持する領収証書により、申立期間直前の期間の保険料を納付した日と同一の55年6月30日に納付されていたことが判明したため、平成22年12月2日に未納期間から納付済期間へと納付記録が訂正されている。

加えて、申立人は、特例納付を行った昭和55年6月時点で、同年同月以降、60歳に到達するまでの保険料を全て納付すれば老齢年金の受給資格期間を十分満たせる状況にあったことから、年金受給額を増やすために特例納付を行ったものと考えられることなど、前後の期間の保険料を特例納付しながら、申立期間の保険料のみを特例納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで  
私の夫は、昭和49年4月に区役所で夫自身の国民年金の加入手続を行うとともに、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年11月時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、当該手帳記号番号の払出時点から、申立期間直後の49年4月から50年3月までの保険料は過年度納付されたものと考えられ、申立期間当時、所轄社会保険事務所（当時）では、手帳記号番号が払い出された後には過年度納付書を作成していたこと、前記の過年度納付に係る納付書が交付された時点で、申立期間のうち、時効成立前の48年10月から49年3月までの期間の保険料に係る納付書についても発行されていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年9月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、保険料の納付額及び納付場所の記憶が曖昧であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該月の保険料は時効により納付することができないことなど、夫が当該月の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで

私は、会社退職後、区職員から国民年金への加入を促され、時期は不明だが、申立期間当時に勤めていた職場の近くにある区出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、同出張所担当者から将来年金を受給するときになって困ると言われ、加入手続前の期間の国民年金保険料を区出張所や郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間であり、平成8年3月の国民年金被保険者資格の取得記録の訂正により第3号被保険者期間から未納期間となった昭和63年2月を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人が納付したとする金額は、払出時点で、申立期間を含む49年8月から51年3月までの期間の保険料を現年度納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月  
私は、国民年金に任意加入してから昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで約 10 年間、国民年金保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、昭和 51 年 10 月以降、申立期間及び夫の厚生年金保険の資格喪失に伴い強制加入対象期間となった 61 年 8 月の 1 か月を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する領収証書により、申立期間の前後は口座振替で納付を行っていることが確認でき、口座振替ができなかったときも、保険料を納付書により現年度納付していることが確認できるほか、申立期間直後の昭和 57 年 4 月及び同年 5 月の保険料も同年 7 月に納付書により納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から平成2年3月まで  
② 平成2年10月から3年3月まで

私は、学生だった平成3年に国民年金保険料の免除申請をするために、国民年金の加入手続を行った。その際、過去の未納の保険料を納付することを区役所職員に勧められ、後日父に保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年9月に払い出されており、平成4年6月5日に申立人の過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できること、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は、平成3年10月から4年3月までの期間の自身の保険料を上記申立人の納付書が作成された翌月の4年7月に過年度納付していること、父親及び母親は保険料をおおむね納付しており、国民年金を満額受給していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の手帳記号番号払出時点で、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、過年度納付書が作成された平成4年6月5日時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から9年11月まで  
② 平成12年4月から13年3月まで

私の父は、私が20歳のときに国民年金の加入手続きを行い、学生の間、毎年度継続して国民年金保険料の免除申請又は学生納付特例の手続きを行って来ていたはずである。申立期間①の保険料が免除とされておらず、申立期間②の保険料も学生納付特例により免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年11月に払い出されており、当該期間を除き平成9年12月から18年3月までの期間についておおむね毎年度初めに国民年金保険料の免除申請又は学生納付特例の申請をして承認されていることがオンライン記録で確認できること、当該期間当時、申立人が住民登録していた市では、「前年度の保険料免除又は学生納付特例であった被保険者に、年度初めに保険料の納付書と一緒に免除及び学生納付特例の説明文書を同封していた。」と説明しており、父親が、当該期間のみ学生納付特例の申請をしなかったとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の免除申請の手続きをしたとする父親は、免除申請を行い始めた時期についての記憶が曖昧である。

また、平成9年度について、免除の申請日が平成10年1月23日、免除の始期が9年12月であることがオンライン記録で確認でき、同年度に2回の免除申請を行ったとは考えにくく、9年度後半から保険料の免除を受けたと考えるのが自然であることなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料を学生納付特例により免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで  
② 昭和59年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、夫が昭和57年9月に退職してしばらくして国民年金に加入し、私は、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月といずれも短期間であり、申立人は、昭和57年11月以降、60歳に到達するまで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、60歳以降の任意加入期間の保険料も全て納付している。

また、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も、57年10月以降申立期間を含め60歳に到達するまで保険料を全て納付しているほか、申立人同様、60歳以降の任意加入期間の保険料も全て納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

私は、個人企業に勤めていたため、昭和 35 年 10 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、私の妻が国民年金保険料は妻が夫婦二人分を区役所の出張所で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年 6 月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、国民年金制度発足時から 60 歳に到達するまで国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の保険料は国民年金被保険者名簿及び年金手帳の検認印から現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から59年3月まで

私は、婚姻手続を行った際、市役所職員に国民年金の加入を勧められたため、加入手続を行い、加入手続以前の未納となっていた国民年金保険料を全て一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は60年1月頃払い出されており、申立人は59年4月からの国民年金保険料を全て納付していること、過年度保険料の納付書が60年3月11日に作成されていることがオンライン記録から確認でき、その作成時点から、当該納付書は当該期間に係るものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年3月から57年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号の払出時点では当該期間のうち57年9月以前の期間が、上記納付書作成時点では当該期間の全てが時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から12年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月から12年6月まで

私は、会社を辞めた後に海外留学のため国民年金に加入し、帰国後、区出張所で国民年金保険料を遡って数回に分けて納付し、何回かは母親が代わりに保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の母親は申立期間当時に記載されたものと確認できる日記帳を所持しており、その平成12年11月29日の欄には「A出張所へ行き、Bの国民年金を10年度の落としていた分を支払う」、同年12月7日の欄には「A出張所へBの年金の不足分を支払う」とそれぞれ記載されており、このうち11月29日に記載されている内容は、当該日に申立期間直前の11年1月分の保険料が過年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。12年12月7日に記載された内容は、オンライン記録では確認できないものの、申立期間直後の同年7月から14年7月までの保険料はいずれも現年度納付されていることが確認できることなどを総合的に勘案すると、当該日記帳に記載された内容は、申立期間の保険料を納付したことを示す資料であると推認することが相当と考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで  
② 昭和44年10月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は私が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月及び6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年7月頃に払い出されており、申立期間の保険料はそれぞれ現年度納付することが可能であったほか、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年9月までの期間、同年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年9月まで  
② 平成2年12月及び3年1月

私は、共済組合の加入者資格を喪失した後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び2か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は共済組合の加入者資格を喪失した直後の平成2年4月頃に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする金融機関は当時開設されており、保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成16年9月24日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年9月24日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について届出を行っていなかった。その後、同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る「賃金支給明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「賃金支給明細書」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申

立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 237 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18114	女		昭和47年生		平成16年9月24日	21万 円
18115	女		昭和48年生		平成16年9月24日	21万 円
18116	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18117	女		昭和50年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18118	女		昭和52年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18119	女		昭和45年生		平成16年9月24日	21万 円
18120	女		昭和48年生		平成16年9月24日	21万 円
18121	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18122	女		昭和51年生		平成16年9月24日	12万 円
18123	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18124	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18125	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18126	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18127	女		昭和50年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18128	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18129	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18130	女		昭和54年生		平成16年9月24日	6万 円
18131	女		昭和48年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18132	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18133	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18134	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18135	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18136	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18137	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18138	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18139	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18140	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18141	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18142	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18143	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18144	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18145	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18146	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18147	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18148	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18149	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18150	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18151	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18152	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18153	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18154	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18155	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18156	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18157	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18158	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18159	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18160	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18161	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18162	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18163	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18164	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18165	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18166	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18167	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18168	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18169	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18170	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18171	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18172	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18173	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18174	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18175	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18176	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18177	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18178	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18179	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18180	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18181	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18182	女		昭和50年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18183	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18184	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18185	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18186	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18187	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18188	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18189	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18190	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18191	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18192	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18193	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18194	女		昭和49年生		平成16年9月24日	21万 円
18195	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18196	女		昭和51年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18197	女		昭和52年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18198	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18199	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18200	女		昭和49年生		平成16年9月24日	21万 円
18201	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18202	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18203	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18204	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18205	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18206	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18207	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18208	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18209	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18210	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18211	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18212	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18213	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18214	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18215	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18216	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18217	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18218	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18219	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18220	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18221	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18222	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18223	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18224	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18225	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18226	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18227	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18228	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18229	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18230	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18231	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18232	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18233	女		昭和54年生		平成16年9月24日	3万 円
18234	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18235	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18236	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18237	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18238	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18239	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18240	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18241	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18242	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18243	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18244	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18245	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18246	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18247	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18248	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18249	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18250	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18251	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18252	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18253	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18254	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18255	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18256	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18257	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18258	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18259	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18260	女		昭和54年生		平成16年9月24日	6万 円
18261	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18262	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18263	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18264	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18265	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18266	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18267	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18268	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18269	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18270	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18271	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 円
18272	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18273	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18274	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18275	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18276	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18277	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18278	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18279	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18280	女		昭和56年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18281	女		昭和48年生		平成16年9月24日	21万 円
18282	女		昭和50年生		平成16年9月24日	12万 円
18283	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18284	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18285	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18286	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18287	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18288	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18289	女		昭和48年生		平成16年9月24日	21万 円
18290	女		昭和49年生		平成16年9月24日	21万 円
18291	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18292	女		昭和51年生		平成16年9月24日	21万 円
18293	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18294	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18295	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18296	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18297	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18298	女		昭和55年生		平成16年9月24日	12万 円
18299	女		昭和55年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18300	女		昭和56年生		平成16年9月24日	12万 円
18301	女		昭和56年生		平成16年9月24日	21万 円
18302	女		昭和48年生		平成16年9月24日	21万 円
18303	女		昭和57年生		平成16年9月24日	21万 円
18304	女		昭和57年生		平成16年9月24日	21万 円
18305	女		昭和58年生		平成16年9月24日	21万 円
18306	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18307	女		昭和52年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18308	女		昭和52年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18309	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18310	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18311	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18312	女		昭和52年生		平成16年9月24日	21万 円
18313	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18314	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18315	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18316	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18317	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18318	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18319	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18320	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18321	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18322	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18323	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18324	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18325	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18326	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18327	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18328	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18329	女		昭和54年生		平成16年9月24日	21万 円
18330	女		昭和55年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18331	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18332	女		昭和55年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18333	女		昭和57年生		平成16年9月24日	21万 円
18334	女		昭和51年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18335	女		昭和53年生		平成16年9月24日	21万 円
18336	女		昭和55年生		平成16年9月24日	21万 円
18337	女		昭和58年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18338	女		昭和58年生		平成16年9月24日	16万 7,000円
18339	女		昭和58年生		平成16年9月24日	21万 円
18340	女		昭和58年生		平成16年9月24日	21万 円
18341	女		昭和58年生		平成16年9月24日	21万 円
18342	女		昭和50年生		平成16年9月24日	21万 円
18343	女		昭和52年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18344	女		昭和53年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18345	女		昭和51年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18346	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18347	女		昭和55年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18348	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18349	女		昭和54年生		平成16年9月24日	9万 1,000円
18350	女		昭和57年生		平成16年9月24日	9万 1,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月10日から24年10月21日まで  
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、脱退手当金を受給していることを知った。しかし、受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、申立期間と同一事業所である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の表面には、申立期間及び申立期間前の厚生年金保険被保険者期間の計39か月が記載されているにもかかわらず、裏面の保険給付欄には、申立期間の27か月のみで支給決定されている旨が記載されており、申立期間前の未請求となっている12か月の被保険者期間については支給対象とされていない上、当該被保険者台帳には、申立期間と申立期間前の被保険者期間は、厚生年金保険被保険者記号番号が同一として記載されているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、別の記号番号で管理されており、重複取消の処理は確認できないこと、さらには、申立期間に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額と74円相違している上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が無いことなどから、申立人に係る厚生年金保険の記録の管理が適正に行われていないことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月15日から38年1月1日まで  
② 昭和38年4月1日から同年7月17日まで  
③ 昭和40年6月10日から41年11月5日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている全ての女性被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たす者は5名いるが、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め2名と少なく、申立人以外の1名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から29か月後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間にある二つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、申立期間②に勤務した事業所と申立期間③の前の未請求期間に勤務した事業所とは同一であり、かつ、厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されていること、また、もう一つの申立期間②直後の未請求期間についても当該同一番号で管理されており、これらの期間が未請求期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②直後に勤務したB社及びその後勤務したC社では、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと供述していることを踏まえると、当該2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月10日から33年6月1日まで  
② 昭和33年6月1日から44年1月1日まで  
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年8か月後の昭和46年8月26日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から48年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社で同僚の一人は、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和47年2月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、複数の同僚から提出のあった同年2月分から49年3月分までの「給料支払明細書」において、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、同僚の一人から提出のあった昭和47年分、48年分の「給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料の金額と、48年度分、49年度分の「市民税県民税特別徴収税額の納税義務者への通知書」に記載されている社会保険料控除額はそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人も、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和41年11月16日付で申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となって

いることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所（当時）の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、一旦適用事業所でなくする手続きをとり、移転先の管轄社会保険事務所において新規適用の手続きをとる必要があったところ、A社は、移転先における新規適用の届出を遅延していたものと考えられる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定されているが、A社において、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者資格を昭和47年2月29日に喪失し、その後、49年3月8日に再取得している従業員に照会したところ、複数の従業員から、申立期間も継続して勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを知らず、事業主から適用事業所でなくなったことについて説明が無かったとする供述があることから、上記規定にある被保険者の同意が無かったものと推認できる上、申立期間も従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められることからみても、同社は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと認められる。

以上のことから、申立期間は、A社が適用事業所ではない期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、申立期間においても、従業員の供述から同社が事業活動を継続していたことから判断すると、申立期間の厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認められ、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所の記録及び同僚の標準報酬月額の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から48年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書」及びA社から提出された「賞与計算表」により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る社員名簿により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年3月1日にA社C支店から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和39年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月10日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る社員カードから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年5月10日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日から同年12月1日まで

A社でアンテナショップの販売員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には平成15年7月15日に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

また、B社は、厚生年金保険料は翌月控除であったとしているところ、同社が保管する賃金台帳により、申立人に係る平成15年11月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成15年7月15日から同年11月1日までの期間については、上記の賃金台帳により、申立人の給与からの厚生年金保険料控除は確認できず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成15年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が厚生年金基金における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が平成15年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月28日から同年3月1日まで  
② 平成9年3月1日から12年7月1日まで

A社で勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の確定申告書の控えを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録及び複数の従業員の回答から判断すると、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成9年2月28日にB区において厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年3月1日にC区において適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成8年4月1日にB区からC区へ移転しているものの、昭和63年10月13日以降引き続き法人事業所であるこ

とが確認できることから、申立期間①においても、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人と同様に平成9年2月28日にA社において資格喪失し、同年3月1日に再度資格取得している従業員が提出した給与明細書から、同社は翌月控除であることが確認でき、給与から申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、適用事業所ではなくなる届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

申立期間②のうち、平成10年12月から11年11月までの期間については、申立人から提出された同年分の所得税の確定申告書から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、上記確定申告書に記載された社会保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額30万円より高い額の59万円であることが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成10年10月及び同年11月並びに11年12月から12年6月までの期間については、A社の給与振込手続担当者の「当社の給与は毎月ほぼ同額で、申立人についても、給与額が大きく変わるようなことは無かったが、当社は社会保険料や住民税等を滞納していたため、従業員の給与からは給与額に見合う保険料を控除し、社会保険事務所へは、実際よりも低い額を届け出ていたようだった。」との供述から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記確定申告書から算出した平成10年12月から11年9月までの期間並びに同年10月及び同年11月の厚生年金保険料控

除額は、それぞれ10年10月及び11年10月の定時決定による標準報酬月額に基づくものであるため、10年10月及び同年11月並びに11年12月から12年6月までの期間についても、それぞれ10年12月から11年9月までの期間並びに同年10月及び同年11月の標準報酬月額と同額の59万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成9年3月から同年5月までの期間については、他の従業員の給与明細書をみると、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額及び保険料控除額が確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書を提出した従業員の標準報酬月額は、A社における被保険者期間のうち、平成8年8月から9年1月までの期間について、当初36万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日より後の同年3月5日付けで30万円に遡って減額訂正されており、同年3月1日の資格取得時の標準報酬月額は、減額訂正後の標準報酬月額よりもさらに低い20万円であることが確認できる。一方、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は36万円、報酬月額に見合う標準報酬月額は38万円であることが確認でき、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であり、保険料控除額に見合う標準報酬月額36万円は、減額訂正前の8年8月から9年1月までの標準報酬月額と同額であることが確認できる。また、上記給与振込手続担当者の供述から判断すると、申立人についても、当該期間の標準報酬月額は、同年1月までと同額の59万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成9年6月から同年9月までの期間については、上記給与振込手続担当者の供述から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成9年3月から同年5月までの標準報酬月額は、同年3月の資格取得時決定によるものであるため、当該期間の標準報酬月額についても、同額の59万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成9年10月から10年9月までの期間については、上記給与振込手続担当者の供述から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人は、当該期間の保険料控除額を確認できる資料を保管していないが、上記給与振込手続担当者の供述により、当該期間においても、A社は、実際に控除した保険料額に見合う報酬月額よりも低い額を社会保険事務所に届け出たものと推認でき、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成9年9月まで及び10年10月以降の標準報酬月額から判断すると、前後の期間と同額の59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確定申告書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、

確定申告書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月26日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社本社に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年2月26日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を昭和47年3月1日として届け出たことを認めており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月は50万円、同年12月から7年11月までは47万円、同年12月から8年11月までは53万円、同年12月から9年11月までは56万円、同年12月から10年11月までは53万円、同年12月から12年9月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月4日から12年10月1日まで

A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額及び保険料控除額に見合うものとなっていない。給与明細書、確定申告書及び預金通帳を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した申立期間について、申立人は標準報酬月額の相違を申し立てている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

A社の人事担当者は、「厚生年金保険料の給与からの控除方法は翌月控除である。」と供述しており、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成7年1月分及び同年12月分の給与明細表から確認できる厚生年金保険料控除額並びに6年分から12年分までの所得税の確定申告書から確認できる厚生年金保険料額から、6年1月から同年10月までは53万円、同年11月は50万円、同年12月から7年11月までは47万円、同年12月から8年11月までは53万円、同年12月から9年11月までは56

万円、同年12月から10年11月までは53万円、同年12月から12年9月までは56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細表及び確定申告書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細表及び確定申告書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は〈訂正前の標準賞与額〉（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効による納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び「賞与支給額を記載したメモ」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月14日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 16 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額	訂正前の 標準賞与額
18378		男	昭和23年生		平成15年12月15日	60万 円	34万 円
					平成16年8月7日	40万 円	20万 円
					平成16年12月18日	55万 円	27万 円
18379		男	昭和20年生		平成15年12月15日	50万 円	30万 円
					平成16年8月7日	35万 円	15万 円
					平成16年12月18日	50万 円	26万 円
18380		男	昭和13年生		平成15年12月15日	20万 円	10万 円
					平成16年8月7日	20万 円	13万 円
					平成16年12月18日	20万 円	12万 円
18381		男	昭和21年生		平成15年12月15日	32万 円	13万 円
					平成16年8月7日	20万 円	7万 円
					平成16年12月18日	30万 円	13万 円
18382		男	昭和41年生		平成15年12月15日	50万 円	28万 円
					平成16年8月7日	35万 円	15万 円
					平成16年12月18日	50万 円	30万 円
18383		男	昭和20年生		平成15年12月15日	32万 円	13万 円
					平成16年8月7日	22万 円	9万 円
					平成16年12月18日	30万 円	13万 円
18384		男	昭和22年生		平成15年12月15日	32万 円	12万 円
					平成16年8月7日	20万 円	7万 円
					平成16年12月18日	30万 円	13万 円
18385		男	昭和23年生		平成16年12月18日	32万 円	15万 円
18386		男	昭和14年生		平成15年12月15日	25万 円	10万 円
					平成16年8月7日	10万 円	3万 円
					平成16年12月18日	14万 円	6万 円
18387		男	昭和27年生		平成15年12月15日	40万 円	22万 円
					平成16年8月7日	28万 円	13万 円
					平成16年12月18日	40万 円	20万 円
18388		男	昭和43年生		平成15年12月15日	40万 円	20万 円
					平成16年8月7日	28万 円	13万 円
					平成16年12月18日	40万 円	20万 円
18389		男	昭和49年生		平成15年12月15日	32万 円	13万 円
					平成16年8月7日	22万 円	9万 円
					平成16年12月18日	30万 円	13万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額	訂正前の 標準賞与額
18390		男	昭和31年生		平成15年12月15日	30万 円	10万 円
					平成16年8月7日	24万 円	10万 円
					平成16年12月18日	32万 円	16万 円
18391		男	昭和45年生		平成15年12月15日	30万 円	18万 円
					平成16年8月7日	24万 円	10万 円
					平成16年12月18日	32万 円	16万 円
18392		男	昭和47年生		平成15年12月15日	60万 円	42万 円
					平成16年8月7日	50万 円	24万 円
					平成16年12月18日	60万 円	31万 円
18393		男	昭和54年生		平成16年8月7日	15万 円	8万 円
					平成16年12月18日	25万 円	8万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる職業安定所の証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の人事資料及び社会保険関連資料を保有していないものの、職員が月末に退職する際の資格喪失日は翌月の初日としていたため、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は平成元年11月1日に間違いなく、同年10月の厚生年金保険料も給与から控除していたはずである旨回答している。

さらに、オンライン記録からB社における被保険者の資格喪失日について検証したところ、月末退職者の資格喪失日のほとんどが翌月の初日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年9月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成元年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 62 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 23 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した平成 14 年 11 月 1 日の後の 16 年 3 月 8 日付けで、14 年 10 月 1 日の定時決定が取り消され、同年 2 月 23 日に遡及して 47 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額（62 万円）に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、平成 14 年 2 月から 2 か月間のみA社と顧問契約を結んだ社会保険労務士は、「同社は厚生年金保険料の未納があり、同社の経理担当者和社会保険事務所に出向き、滞納保険料の納付について相談を行った。」と述べている。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人の氏名は見当たらず、申立人は、「同社でコンピューターのシステム開発管理として勤務していた。」と述べているところ、複数の従業員は、「同社の社会保険手続や給与計算は、経理担当者が行っていた。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 3 月 8 日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和56年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月は18万円、同年7月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月21日から同年8月1日まで  
A社又はC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社に入社し、子会社であるA社に異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された労働者名簿及び関連会社であるC社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間もA社に勤務し（昭和56年6月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和56年8月1日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、同社が適用事業所となった同年8月1日に同社において被保険者資格を取得した9名のうち7名はC社からA社に異動していることが確認できるところ、当該7名に照会したところ、回答があった3名全員が、「C社からA社に継続して勤務していた。申立期間のA社の従業員数は6名から10名だった。」と回答していることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和56年6月は18万円、同年7月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上述のとおり、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を 44 万円、申立期間②の標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。給与が減額されたことは無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 6 年 10 月から 8 年 12 月までは 44 万円であったところ、9 年 4 月 24 日付けで、同年 1 月 1 日に遡及して随時改定が行われた結果、9 万 2,000 円となっていることが確認できる。また、当該随時改定が行われた同年 4 月 24 日付けで、同年 4 月 1 日の随時改定 (44 万円) が行われていることが確認できる。

さらに、A社では、申立人と同様、申立期間①の標準報酬月額が、平成 9 年 4 月 24 日付けで行われた随時改定により 9 万 2,000 円に引き下げられている (23 等級以上の減額) 従業員は、申立人を除き 10 名 (役員を含む。) いることが確認できるが、回答のあった従業員 5 名はいずれも、「当該期間も給与額は変わらなかった。」と述べている。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散しており、当時の代表取締役も死亡しているところ、同社で給与計算と厚生年金保険の届出事務をしていた当該代表取締役の妻は、「仕事が減り経営不振で資金繰りに苦労していた。時期は不明だが、社会保険事務所 (当時) の督促を受けた記憶がある。保険料は払えないことは無かったが、締切りに遅れた時期があった。」と述べていることから、同社では申立期間①当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

また、上記商業登記簿謄本では、申立人の氏名は見当たらないほか、上記代表取締役の妻は、「申立人は型枠大工で、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の特減額訂正処理に関与していないと判断される。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成10年5月7日付けで9年11月1日に遡及して随時改定が行われた結果、9万2,000円となっていることが確認できる。また、当該随時改定が行われた10年5月7日付けで、同年4月1日の随時改定(47万円)が行われていることが確認できる。

また、A社では、申立人と同様、申立期間②の標準報酬月額が、平成10年5月7日付けの随時改定により9万2,000円に引き下げられている(23等級以上の減額)従業員は、申立人を除き11名いることが確認できるが、回答のあった従業員5名はいずれも、「当該期間の給与額は変わらなかった。」と述べている。

さらに、A社の代表取締役、その妻及び役員1名の標準報酬月額についても、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の特減額訂正が行われた平成10年5月7日と同日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

加えて上記の代表取締役の妻の供述により、A社は申立期間②当ても、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

3 これらを総合的に判断すると、平成9年4月24日付け及び10年5月7日付けで行われた標準報酬月額の特減額訂正処理は、事実上即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理する合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、申立人のA社における8年12月及び9年4月のオンライン記録から、申立期間①は44万円、同年10月及び10年4月のオンライン記録から、申立期間②は47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から14年1月までは62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和18年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成12年1月1日から14年2月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から14年1月までは62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年2月1日）の後の同年2月15日付けで、12年8月1日、同年11月1日及び14年1月1日の随時改定並びに13年10月1日の定時決定が取り消され、26万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は営業担当であった。」と述べているところ、同社の事業主は、「申立人は営業担当で勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成14年2月15日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から14年1月までは62万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録及びC社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和26年9月1日に訂正し、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年12月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月4日から同年4月1日まで  
② 昭和26年8月31日から同年10月25日まで  
③ 昭和26年12月4日から27年1月1日まで

A社及び関連会社であるC社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録、B社から提出された「社員人事記録綴」等、D健康保険組合から提出された申立人に係る「健康保険資格取得証明書」及び「健康保険資格喪失証明書」並びに同社の供述から判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和26年9月1日にA社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社及びC社における当該期間

前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日及び資格取得日に係る届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録、B社から提出された「社員人事記録綴」等、D健康保険組合から提出された申立人に係る「健康保険資格取得証明書」及び「健康保険資格喪失証明書」並びに同社の供述から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和26年12月4日にC社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、申立人の雇用保険の加入記録及びD健康保険組合から提出された申立人に係る「健康保険資格取得証明書」における資格取得日が昭和26年1月4日、B社から提出された退職者一覧台帳における申立人の入社年月日も同日となっていることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の当該期間における厚生年金保険料控除については不明であるが、当該期間当時、関連会社であるC社においては、入社後に一定の見習期間があり、当該見習期間終了後に厚生年金保険に加入させていた取扱いがあった。」と供述している。

また、申立人は、「昭和26年4月に入社した同僚とは異なり、自分の特定の技能を買われ、大学卒業前の同年1月4日から勤務した。」と供述しているが、申立人自身、当該期間の保険料控除については記憶が無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（後に、B 社）における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料明細や源泉徴収票等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、申立人から提出のあった給料明細及び同僚の供述から、申立人が、A 社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細において確認できる保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、当該期間に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 14 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 14 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、上記給料明細より、同年 2 月の厚生年金保険料の控除が確認できるが、厚生年金保険法において、同年 4 月 1 日以前は、被保険者となり得るのは満 65 歳未満の者と規定されていたところ、申立人は、同年 2 月 1 日当時は既に 65 歳に到達していたことから、当該期間については、厚生年金保険の被保険者となることができない。

申立期間のうち、平成 14 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人から提出のあった同年 5 月の給料明細及び同僚の供述から、申立人が、B 社に勤務し、同年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 14 年 5 月 28 日に適用事業所でなくなっており（以下「全喪」という。）、B 社は、同年 7 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本によると、同社は平成 14 年 5 月 28 日に B 社に名称変更し、申立人は同日に同社の代表取締役就任したことが確認できる。

また、当時、A 社の取締役であった者は、申立人は、B 社の代表取締役になるために入社してもらったとしている。

このため、A 社の全喪手続及び B 社が適用事業所となる手続について、同社の代表取締役であった申立人は関与していたと考えるのが自然である。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年8月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年6月及び同年7月の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月26日から50年3月15日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年8月15日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和49年6月26日（以下「全喪日」という。）の後の同年6月30日付けで資格喪失している者が一人確認できるとともに、標準報酬月額に係る同年8月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録が取り消されている者が申立人を含め22人確認できるところ、算定処理済年月日は同年8月15日と記録されていることから、同社の全喪日が遡って処理されたことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿の取消処理前の記録から、A社には、常時5人以上の従業員が在籍していたことが認められ、当該期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、上記算定処理済年月日の記録から、昭和49年8月15日であると認められる。

なお、昭和49年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和49年8月15日から50年3月15日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が記憶していた同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に当該期間において被保険者記録が空白となっている15人のうち、連絡先が判明した11人に照会したところ、回答があった9人全員が給与明細書は持っていないとしていることから、これらの者から、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 21 日から 56 年 3 月 2 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 3 月 2 日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、15 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 9 月 11 日まで  
② 昭和 55 年 9 月 21 日から 56 年 3 月 2 日まで

B 社に勤務した期間のうちの申立期間①、A 社及び C 社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間とも、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録において、C 社の資格取得日が申立人と同じ昭和 55 年 9 月 21 日であることが確認できる複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、当該期間に A 社及び C 社の両社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 56 年 3 月 1 日の後の同年 4 月 2 日の受付で、遡って 55 年 9 月 21 日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 56 年 4 月 2 日の受付で、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を遡って 55 年 9 月 21 日と記録された者が 19 人確認できるほか、同年 4 月 30 日とされた者が 5 人、同年 5 月 31 日とされた者が 13 人、同年 7 月 31 日とされた者が二人、同年 10 月以降とされた者が 7 人確認できる。

さらに、A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 56 年 3 月 1 日及び申立人に係る資格喪失届が受け付けられた同年 4 月 2 日においても、同社は法人事業所であったことが確認できることから、55 年 9 月 21 日以降も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認め

られ、社会保険事務所（当時）が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和 55 年 9 月 21 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、C 社において被保険者資格を取得した日と同日である 56 年 3 月 2 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 55 年 8 月の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、B 社における同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、昭和 42 年 4 月 19 日から 43 年 2 月 28 日まで申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の任意包括適用事業所となったのは昭和 42 年 9 月 11 日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記同僚から、B 社が厚生年金保険の適用事業所となる前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は得られず、当該同僚は、任意包括適用に係る従業員同意の有無及びその時期についても記憶に無い旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から9年3月11日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬額より低いことが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成6年10月から7年7月までは、当初、26万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで12万6,000円に遡及して減額訂正されており、申立人のほかに事業主を含めた53人の標準報酬月額も同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社は、申立期間において、厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年8月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実上に即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったものとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年10月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年10月から9年2月までの期間に係る標準報酬月額については、上記遡及訂正処理を行った日以降の7年10月1日及び8年10月1日の定時決定において、それぞれ12万6,000円及び13万4,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額、厚生年金基金及び健康保険組合の標準報酬月額と一致している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成14年12月\*日に解散しており、同社の代表取締役は所在不明で、申立人に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、申立人は、平成7年3月分以降の給与の支払方法について、「銀行振込みではなく、現金での支給で、支給額については万単位で端数は無かった。」旨供述している上、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないことなどから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合ったものとなっていない。一部期間の給与支給明細書の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年3月までの期間は 50 万円と記録されていたものが、同年4月7日付けで4年4月に遡って 20 万円に減額訂正が行われている上、申立人と同様の減額訂正が、ほかの5人の被保険者についても行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成5年10月分から6年11月分までのA社の給与支給明細書によると、50 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料の滞納状況及び申立人の上記減額訂正への関与については、不明である旨回答しているが、同社における平成9年度の滞納処分票には、それ以前から厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる記載がある。

さらに、申立人と同様の減額訂正が行われたA社の従業員は、平成6年当時の同社の経営状況について、4年頃から経営が苦しい状況であった旨供述していることから、申立期間当時、同社は社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正

があったとは認められない。

このため、上記遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年4月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係るオンライン記録によると、同社は平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、商業登記簿謄本によると、同社は平成元年5月2日に法人として設立登記されており、申立期間は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年4月分の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成18年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA園における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和57年4月1日から平成4年4月1日まで

保育士としてA園に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同園には昭和47年3月末日まで勤務していたので、同年4月1日が正しい資格喪失日である。このため、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A園に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同日の昭和47年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚によると、同園の従業員は年度末の3月31日まで在籍していることが通常であり、申立人も同人も同年3月31日まで保育士として同園に在籍していた旨供述していること及び同園における当時の状況に関する申立人の具体的な供述等から判断すると、申立人は、同園に同日まで引き続き勤務していたことが認められる。

また、A園に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間の前後3年間（昭和44年から46年まで及び48年から50年まで）の計6年間において、年度末から年度初めにかけて被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員の被保険者記録から、当時同園では4月1日を資格喪失日として届け出ることを原則としていたことがうかがえる。

さらに、申立人及び上記同僚は、いずれも「A園における給与支給については、毎月末日締め翌月 25 日払であった。」と供述しているところ、当該同僚は、当時の給与明細書等を保管していないとしながらも、「昭和 47 年 4 月に支給された給与額は、同年 3 月に支給された給与額と変わりが無かったので、給与から同年 3 月の厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらのことから、昭和 47 年 3 月末まで、上記同僚と同じ業務に継続して従事していた申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、当該同僚と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 園における昭和 47 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録では、A 園は平成 4 年 4 月 \* 日に解散により厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同園の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、保険料を納付したか否か等について確認できない。しかし、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A 園に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、標準報酬月額は 16 万円から 36 万円までの範囲の額と確認できるところ、申立人は、「実際に支給されていた金額は、ねんきん定期便に記録されている標準報酬月額より 3 万円から 4 万円くらい高額だった。」と主張し、実際に支給されていた給与の月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、A 園は既に解散しており、当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られない上、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。このため、同園に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、当該期間当時に被保険者となっている同僚及び複数の従業員、計 26 人に照会し、17 人から回答があったものの、当時の給与明細書等を保有している者はいなかった。

また、当該期間当時に役員であった複数の者に、当該期間の給与支給額や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、経理担当役員（昭和 55 年 3 月 1 日から平成 2 年 7 月 31 日まで厚生年金保険に加入）から回答があり、「毎年、区役所の会計監査があり、給与計算は正確に行っており、給与額や厚生年金保険料控除額につ

いて間違いがあるとは考えられない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年7月から17年4月までは28万円、同年5月から18年8月までは38万円、同年9月から19年1月までは41万円、同年2月から同年8月までは47万円、同年9月から20年8月までは50万円、同年9月は47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16年7月から17年7月までは18万円、同年8月から18年7月までは28万円、同年8月から20年8月までは41万円、同年9月は47万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、19年8月及び同年10月から20年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は60万円、申立期間④は64万円、申立期間⑤は61万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月1日から20年10月1日まで  
② 平成18年12月25日  
③ 平成19年4月30日

④ 平成19年7月25日

⑤ 平成19年12月14日

A社に勤務した申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違しており、申立期間②から⑤までについては、標準賞与額の記録が無い。当時の給与と賞与の明細書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、平成19年8月及び同年10月から20年8月までの期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳の写しを確認したところ、月例給与（総支給額）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（41万円）を上回っていることが確認できる。  
また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、47万円とすることが妥当である。  
なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、オンライン記録どおりの41万円の標準報酬月額に基づく保険料を納付したとしており、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。
- 3 申立期間①のうち、平成20年9月については、上記賃金台帳の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるものの、当該賃金台帳の写しにおいて確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（47万円）より低いことが確認できる。  
このため、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 4 申立期間①のうち、平成16年7月から19年7月までの期間及び同年9月については、上記賃金台帳の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（平成16年7月から17年7月までは18万円、同年8月から18年7月までは28万円、同年8月から19年7月まで及び同年9月は41万円）を超える月例給与（総支給額）を事業主により支給されていたことは確認できるものの、当該賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンラ

イン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間②から⑤までについて、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間②、④及び⑤において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は60万円、申立期間④は64万円、申立期間⑤は61万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 6 申立期間③について、申立人は、申立期間②、④及び⑤と同様に、標準賞与額の相違について申し立てているが、上記賃金台帳の写しにより、申立期間③においては、賞与の支払は受けているものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月28日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。源泉徴収票及び給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人がA社に昭和48年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA公団における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年10月1日、資格喪失日は26年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額が6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和26年6月1日）及び資格取得日（昭和26年9月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月27日から26年4月1日まで  
② 昭和26年6月1日から同年9月1日まで

A公団（後継会社は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、A公団はB社に名称変更となったが、それぞれの会社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和25年10月1日から26年4月1日までの期間については、C組合（A公団と同一の所在地）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で当該名簿上の被保険者記号番号と、申立人が当初に勤務したA公団の被保険者記号番号が同一である被保険者記録が確認できる。なお、当該記録によると、C組合において昭和25年10月1日に資格を取得し、26年4月1日に資格を喪失しており、基礎年金番号に未統合となっている。

また、上記被保険者名簿では11人の被保険者が確認できるが、そのうち9人はA公

団に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても氏名を確認することができる。

なお、昭和 25 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となり、26 年 4 月 1 日付けで適用事業所でなくなった D 県の地名を冠した 7 組合（A 公団と同一の所在地である C 組合を含む。）の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿が確認できるが、いずれの事業所も、厚生年金保険の事業所記号番号が不明であり、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいてその存在を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は申立人の A 公団における厚生年金保険被保険者記録であると判断できることから、申立人の同公団における資格取得日は昭和 25 年 10 月 1 日、資格喪失日は 26 年 4 月 1 日であることが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち昭和 25 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日までの期間については、上記の 7 組合における被保険者 87 人のオンライン記録によると、多数の被保険者に当該期間の空白があることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人の A 公団の記録では、同年 9 月 27 日に資格を喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は、B 社において、昭和 26 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失後、同年 9 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B 社の複数の元従業員は、「申立人は申立期間②当時は継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」旨供述している。

また、B 社に係る申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者 135 人のうち、当該期間及びその前後の期間において空白がある者は 3 人確認できるが、申立人と同時期に一度被保険者資格を喪失し、再度取得した者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 26 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和41年12月30日）及び資格取得日（昭和42年2月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和43年1月13日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和42年9月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、同年9月は3万3,000円、同年10月から同年12月までは3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月30日から42年2月1日まで  
② 昭和42年9月28日から43年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和40年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年12月30日に資格を喪失後、42年2月1日に同社において再度資格を取得しており、41年12月30日から42年2月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間①において継続勤務しており、この間、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」旨供述している。

また、A社に係る申立期間①当時の事業所別被保険者名簿における被保険者45人の

うち、申立期間①及びその前後の期間において一度被保険者資格を喪失し、再度取得した者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和41年11月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月及び42年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和42年9月28日から43年1月13日までの期間については、複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社に継続勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和42年9月28日）の後の43年1月13日付けで、申立人を含む複数の従業員について、42年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年9月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

なお、先に、A社における申立人の元同僚からの申立てにより、当委員会の決定に基づきあっせんが行われた結果、同社が適用事業所でなくなった日については、当初の昭和42年9月28日から43年1月13日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和42年9月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人のA社における資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理日である43年1月13日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和42年9月は3万3,000円、同年10月から同年12月までは3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和43年1月13日から同年12月1日までの期間については、A社は適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認す

ることができなかった。

また、申立人は、「当該期間に係る給与明細書等を保管していない。」旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から同年2月1日まで

昭和36年1月1日付けでA社C工場から同社本社に異動した。この異動における厚生年金保険の資格取得日の記録が同年2月1日とされたため、被保険者期間が1か月欠落している。この1か月については、厚生年金保険料の控除もあったので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社から提出された失業保険被保険者転出届受理通知書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務（昭和36年1月1日にA社C工場から同社本社に異動）していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和36年1月1日に適用事業所となっているが、被保険者12人の資格取得日はいずれも同年2月1日となっている。

このうち、昭和36年1月1日付けでA社C工場から同社本社に異動した4人の厚生年金保険の被保険者記録は、いずれも同年1月1日の資格喪失、同年2月1日の資格取得となっており、1か月の空白期間が認められる。このことについて、上記12人のうち、住所が確認できた4人に照会を行い、3人から回答を得たが、そのうち二人は申立人を知っており、一人は、「申立人は、役員として事務所に勤務していた。自分は、3か月の試用期間後、A社B工場（実際は、D地区のA社本社準備室勤務）から同社本社（本社及び準備室の所在地は同一）に転勤になった。」と供述している。また、当時の

事業主は、厚生年金保険料の控除及び納付については不明としているが、申立人を知っているとする二人のいずれもが、自身は同年1月前後の期間を通じて引き続き勤務を行っており、給与からも厚生年金保険料の控除があった旨供述している。

なお、上記12人のうち昭和36年1月1日に厚生年金保険記号番号が払い出されている3人については、社会保険事務所（当時）において、平成6年10月12日付けで、資格取得日が昭和36年1月1日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和36年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年7月31日から4年3月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から4年4月1日まで  
昭和62年5月にA社に入社し、平成4年3月末に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に平成4年2月29日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年7月31日）の後の平成4年4月8日付けで、申立人を含む同社の被保険者6人について、いずれも3年10月の定時決定の記録が取り消され、同年7月31日に遡って資格喪失の処理がされているところ、当該処理前の記録から、同日において、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である4年3月1日であると認められる。

また、平成3年7月から4年2月までの標準報酬月額は、申立人のA社における3年6月のオンライン記録から、19万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年3月1日から同年4月1日までの期間については、

同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人の当該期間における勤務実態の確認ができない。

また、A社の当時の事業主及び社会保険担当者からは供述が得られず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 11 月 30 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 11 月 30 日の後の 5 年 3 月 30 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 53 万円から 9 万 8,000 円に遡って減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほかにも代表取締役、取締役及び複数の従業員が同様の処理をされていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 5 年 3 月 30 日より前の 4 年 11 月 11 日に同社の取締役を辞任していることが確認でき、また、申立人は、同年 11 月 30 日に同社を退社し、同年 12 月から B社に勤務したと供述しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 5 年 3 月 1 日から同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 17 日から同年 12 月 14 日まで  
平成 22 年 9 月頃に年金事務所から届いたはがきを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、自分には、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所であるA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 20 年 12 月 14 日の前後 4 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある 15 人の支給状況を確認したところ、申立人を含む二人に支給記録があるが、申立人以外の一人は、資格喪失日から約 14 年後の支給となっていることなどから、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の直前のB社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が初めて勤務し、A社の関連会社であるB社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

一方、申立期間当時、脱退手当金の裁定請求書は、請求者が勤務した最終事業所のみの名称及び資格喪失年月日を記載する様式であったが、社会保険事務所(当時)の窓口では、脱退手当金の請求があった場合、請求者の全ての被保険者期間を把握するため、請求者から職歴や最終事業所における勤務期間等を聴取していた。

このため、申立人が、脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（11万8,000円）を、10年10月から11年4月までは20万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年10月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、11万8,000円と記録されていたところ、同年11月5日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正が行われている上、申立人と同様に同日付けで標準報酬月額が減額訂正された者が5人確認できる。

しかしながら、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書（平成10年4月分から同年8月分まで）から、上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正が行われた複数の従業員は、申立期間当時に給料の遅配があった旨供述し、このうち一人は、上記減額訂正手続は、会社が保険料

負担の軽減のために行ったものだと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年11月5日付けで行われた標準報酬月額減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、当該期間の標準報酬月額を遡って減額処理する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円とすることが必要である。

- 2 次に、申立期間のうち平成10年10月から11年9月までの期間の標準報酬月額について、10年10月の定時決定により9万2,000円と記録されているが、当該定時決定に係る事務処理は、上記減額訂正処理が行われた同年11月5日と同日に行われていることが確認できる上、上記5人の従業員について申立人と同様に標準報酬月額が9万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給料支払明細書（平成10年10月分及び11年3月分から同年9月分まで）において確認できる当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記定時決定時の標準報酬月額より高いことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、有効とは認められない平成10年11月5日付けの減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当であり、同年10月の定時決定における処理は、有効なものであったとは認め難い。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の平成10年9月の記録から、11万8,000円に訂正することが必要である。

- 3 一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額（給料支払明細書が提出されなかった平成10年11月分から11年2月分までについては、その前後の月分の額から推認した額）から、10年10月から11年4月までは20万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は無く、保険料を納付したか否かについて確認できず、このほかにも確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和26年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月10日から同年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された履歴原簿の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和26年1月10日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和26年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格取得日を昭和26年2月1日と届け出たことを認めており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成元年 12 月まで  
私の姉は、私が 22 歳頃に私の国民年金の加入手続をし、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち昭和 61 年 2 月から同年 6 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の 61 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人及びその姉は、過年度納付書を受け取って保険料を一括又は分割で納付した記憶が無く、申立人の姉が申立人と一緒に加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の兄も当該期間の保険料が未納であること、また、63 年 4 月以降の期間の保険料は現年度納付することが可能であり、兄は、同月以降の保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立人に対しては平成 2 年 6 月 5 日に 63 年 4 月から元年 12 月までの期間に係るものとみられる過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点においてその期間の保険料は未納であったことなど、申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成2年3月までの期間及び3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成2年3月まで  
② 平成3年10月

私は、平成2年6月頃に、区から国民年金の加入勧奨のはがきが届いたので加入手続をした。その後、国民年金保険料の過年度納付書が届いたので、実家に来ていた金融機関の営業担当者に、納付書と現金を渡して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年4月に払い出され、申立期間①については、当該払出時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間直後の2年4月から同年9月までの期間の保険料を4年5月8日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では当該期間の全てが時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、平成5年11月5日に過年度納付書が作成され、当該期間直後の3年11月から4年3月までの期間の保険料を5年12月28日に納付していることがオンライン記録で確認でき、過年度納付書の作成時点からみて、その対象期間は当該期間を含む3年10月から4年3月までの期間であったと推測されるが、当該過年度納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳は、上記手帳記号番号が記載されたものと、当該手帳記号番号が記載された再交付の手帳2冊のみで、ほかに手帳の記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月、同年3月、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月及び同年3月  
② 平成7年7月及び同年8月

私は、20歳になったときに、両親から国民年金保険料を納付するように言われたため、国民年金の加入手続をし、申立期間①の保険料を納付した。申立期間②については、会社を退職した後に国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になったときに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、平成7年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認でき、申立期間当時は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であったこと、申立人は、9年7月に基礎年金番号により国民年金の加入手続をしていることが確認できるが、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 50 年 6 月まで  
私は、学生時に国民年金の加入手続をし、その際に区役所出張所で数か月分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、学生時に区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の保険料をまとめて納付したはずであると説明しているが、申立人の国民年金の加入手続時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 2 月に払い出され、申立期間直後の 50 年 7 月分まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるが、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち 49 年 12 月以前の保険料は時効により納付することはできない期間であること、申立人は、現在所持する上記払出時に交付されたとみられる年金手帳のほかにも手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月及び同年 6 月

私は、会社都合で解雇になったため、国民年金保険料の全額免除の申請をした。申立期間申請免除期間とされずに保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間当時自身で保険料の免除申請をした記憶は無く、会社退職直後に手続きを行った公共職業安定所において、免除申請を含む退職に伴う手続きは全て完了したはずと思っていたと説明しているが、公共職業安定所で国民年金の保険料の免除申請をすることはできない。

また、申立期間直後の平成 21 年 7 月から 22 年 1 月までの申請免除期間に係る免除申請日は、退職から約 10 か月後の 22 年 2 月 5 日と記録されていることが、申立人が居住する区を管轄する年金事務所の当該期間に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」及びオンライン記録で確認でき、制度上、免除等は、原則として申請日にかかわらず、7 月から翌年 6 月まで（申請日が 1 月から 6 月までの場合は、前年 7 月から 6 月まで）の期間を対象として審査することとされており、当該申請時点で申立期間は審査対象期間外であり、免除申請をすることはできない期間であること、申立期間後の 22 年 7 月 20 日に申立期間に係る過年度納付書が発行されていることから、当該納付書発行時点で申立期間は申請免除期間とされず、保険料が未納となっていたことがオンライン記録で確認できること、申立人は、当該納付書が発行された時期に保険料を納付したことはないとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立期間の保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料の未納通知が2度届いたため、市役所の窓口で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を金融機関ではなく、当時居住していた市の窓口で一括して納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3号被保険者資格取得の届出をした平成8年5月頃に払い出されており、当該払出時点以降は申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人が当時居住していた市では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったこと、10年2月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で申立期間のうち7年12月の保険料は時効により納付することできなかつたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間、63 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 11 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 61 年 8 月頃に会社を退職したが、その会社は 61 年 12 月までの国民年金保険料を納付してくれた。しばらくしてから保険料の督促状が毎月送られてきたので、何回か金融機関で保険料を納付し、その後、平成元年 6 月 27 日に区役所でそれまで未納だった保険料を全て納付したと思うが、私名義の預金通帳には、同日に 20 万円を出金した記録があり、その金額は、昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの期間の保険料額とおおむね一致していることから、その期間の保険料を一括してその日に納付した可能性もあると考えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの期間の保険料の納付回数、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの期間の未納保険料を元年 6 月 27 日までに全て納付したとしているが、申立期間①の保険料は時効消滅後の納付であることを理由として申立期間②直前の昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当されているほか、平成 2 年 9 月の保険料は厚生年金保険被保険者期間であることを理由として申立期間②と③に挟まれた昭和 63 年 10 月の保険料に充当されており、この 2 回の充当決議日は、申立人が平成元年 3 月までの未納であった保険料を全て納付したとする日より後の元年 7 月 4 日及び 2 年 11 月 30 日であることがオンライン記

録で確認できることから、当該充当決議時点では、申立期間②及び③を含む昭和 63 年度の保険料は未納であったと考えられる。

さらに、過年度保険料に係る納付書が平成 2 年 11 月 5 日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、その過年度納付書は上記納付書作成時点で時効消滅していない昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間のものであると考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から9年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から9年11月まで

私の母は、私の祖父から援助を受けて平成11年12月末頃に5年6月からの未納だった国民年金保険料約60万円を市の出先機関で納付したが、まだ未納分があると言われたので再度祖父から20万円を振り込んでもらい、母が不足分を足して、約30万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の基礎年金番号は、平成11年12月28日に付番されていることがオンライン記録で確認でき、当該基礎年金番号付番前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、当該付番時点では申立期間のうち9年10月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間直後の平成9年12月から11年3月までの保険料は12年1月14日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 52 年 2 月まで

私は、昭和 52 年 1 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付書を作成してもらったが、納付期限を過ぎてしまったため金融機関で納付することができず区役所で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 52 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 54 年 12 月 7 日に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録の「被保険者となった日」欄には「昭和 54 年 11 月 1 日」と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に上記手帳以外の手帳を所持していたかについて記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から58年3月までの期間及び平成3年6月から4年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年9月から58年3月まで  
② 平成3年6月から4年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和58年9月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、55年9月から56年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、申立人の母親は、「区役所から何か便りが来て、最初に一度だけ娘の未納期間の保険料を遡って納付した記憶がある。」と述べているものの、当該保険料の納付時期、納付期間、納付金額等の記憶は曖昧であり、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の母親は、「私が娘の保険料を納付したのは最初の一度だけで、以後は娘が自身の保険料を納付していた。」と述べており、申立人の母親の説明と申立人の主張が相違している。その上、申立人は、オンライン記録によれば、平成3年7月の結婚と同時期に実家から他区に転居していることが確認できるが、申立期間②に係る保険料の納付書について申立人及びその母が転居後に受領したかどうかについての記憶が曖昧である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月から61年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和53年\*月から61年3月までの期間に係る私の国民年金保険料を私の姉の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった昭和53年\*月から61年3月までの期間に係る私の国民年金保険料を私の姉の保険料と一緒に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和63年1月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳の所持に関し記憶が曖昧であり、申立人の母親も申立人の年金手帳に関する記憶は無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として記録されていることから、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉についても、申立期間の全てにおいて、国民年金に未加入であるか又は保険料が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与していない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。第3号被保険者となる前の昭和61年1月頃に、申立期間のうちの未納期間の保険料を納付するためにA市のB出張所に行ったとき、同出張所の職員から「申立期間のうち何か月分か未納があるが、年金は受給できるので心配いりません。」と言われたことを記憶している。そのときは、「申立期間の全てが未納である。」とは言われていない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和61年1月頃に、申立期間のうちの未納期間の保険料を納付するためにA市のB出張所に行ったとき、同出張所の職員から『申立期間のうち何か月分か未納があるが、年金は受給できるので心配いりません。』と言われたことを記憶している。そのときは、『申立期間の全てが未納である。』とは言われていない。」と主張している。

しかしながら、申立人は、オンライン記録によれば、昭和51年1月に国民年金被保険者の資格を任意加入により取得し、59年3月に同資格を喪失していることが確認できる。また、申立人が所持している年金手帳においてもオンライン記録と同様の時期に当該資格の取得及び喪失の記載があることが確認できる。その上、申立人は、「C市からA市に住所を移した際に、A市で国民年金の再加入の手続を行った記憶が無い。」と述べている。これらのことから、申立人は、申立期間においては、国民年金に加入していなかったものと推認できる。

さらに、申立人が所持している2枚の納付書・領収証書のうち、昭和58年12月から59年1月までの期間に係る保険料の納付書・領収証書の納付期間等は電算出力により発行されており、59年2月の保険料の納付書・領収証書の納付期間等は手書きで発行され

ている。これらのことを踏まえると、当該納付書・領収証書を発行したC市においては、申立期間当時の納付書の発行は2か月ごとであることから、申立人は、59年3月に国民年金の資格を喪失したために、59年2月の保険料の納付書・領収証書が手書きで発行されたものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 62 年 6 月まで

私は、20 歳の誕生日の前日である昭和 58 年\*月\*日に A 市役所に行き国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳の誕生日の前日である昭和 58 年\*月\*日に A 市役所に行き国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年 10 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時において、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間直後の昭和 62 年 7 月から 62 年 9 月までの期間に係る保険料は、前述の当該手帳記号番号の払出しの時点である平成元年 10 月頃において、時効直前に過年度納付されていることが推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付頻度及び納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から62年3月まで

私は、20歳になった昭和58年\*月頃に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を1、2回、1か月ずつ区役所で納付した後、口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20歳になった昭和58年\*月頃に、自ら国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を、1、2回、1か月ずつ区役所で納付した後、口座振替により納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が20歳になった昭和58年\*月頃ではなく、62年10月頃に払い出されていることが推認でき、また、当該手帳記号番号の払出し時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和58年5月から60年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間のうち、昭和60年10月から62年3月までの期間の保険料については、申立人は、「20歳の国民年金加入時に1、2回、1か月ずつ区役所で保険料を納付した後は、口座振替により納付していた。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和62年4月から63年4月までの期間の保険料は、63年4月に一括で納付されていることが確認でき、口座振替による納付が行われていないことから、申立人の主張に曖昧な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間当時における保険料の納付金額及び国民年金手帳の受領状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年4月まで  
私は、平成4年8月に会社を退職してから1、2か月くらいたった頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成4年8月に会社を退職してから1、2か月くらいたった頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で毎月納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成8年12月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「オレンジ色の年金手帳を2冊所持していたが、1冊にまとめてもらったので、1冊は破棄したと思う。」と述べているものの、申立人が現在所持する年金手帳に記載された手帳記号番号は前述の8年12月頃に払い出された手帳記号番号のみであり、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の母は、学生が強制加入となった平成3年4月頃に、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、学生が強制加入となった平成3年4月頃に、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、また、申立期間当時に、申立人に対し国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人の母親は、「加入手続後に年金手帳の交付を受けたことがない。」と述べており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料の免除申請を行うことはできない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無い上、申立人は、申立期間の保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の保険料の免除申請を行ったとする申立人の母親は、「申請免除の承認通知書を受け取ったことはない。」と述べている。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 60 年 12 月まで

私は、「国民年金保険料を納付しても将来年金を受給できない可能性がある。」というラジオ放送を聞き約半年間は保険料を納付しなかったが、その後納付を再開し、滞納分は郵便局で分割納付していた。数年間も保険料を未納にしたことはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は年金制度の将来についてのラジオ放送を聞いて一時保険料を納付することをやめたと説明しているが、納付をやめた時期及び納付を再開した時期や納付したとする保険料額の記憶は曖昧である。

また、申立人は未納であった保険料について、市役所で遡って保険料を納付する手続きを行い、一度で納付できる金額ではなかったため、郵便局から分割して納付したと説明しており、オンライン記録から、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 63 年 3 月までの期間の保険料を 63 年 3 月から平成 2 年 4 月にかけて 14 回に分割して納付していることが確認できること、上記過年度納付を最初に行った 63 年 3 月 8 日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私が大学生時の平成3年4月から、大学生は国民年金の強制加入適用になった。私の父は、納付義務が生じたものを納付しないような人ではなかったので、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年5月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、父親から国民年金の加入手続を行ったと聞いたことはなく、年金手帳について話を聞き、受け取った記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11315

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から60年12月まで

私は、昭和55年1月に事業所から国民健康保険と国民年金に加入するよう勧められ、私又は父が国民年金の加入手続きを行い、私が国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年1月時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に婚姻し、離婚した申立人の元妻は離婚後に国民年金に加入しており、申立期間当時は申立人と同様に国民年金に未加入であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から51年3月までの期間及び54年4月から55年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から51年3月まで  
② 昭和54年4月から55年6月まで

私の弟は、私の国民年金の加入手続を行い、主に弟が国民年金保険料を納付してくれていた。弟は、私が年金を受給することができるように保険料を納付してくれたはずである。弟が亡くなってからは、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその弟が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする弟から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和53年7月に払い出されており、申立人は、弟から当該期間の保険料を遡って納付したことや納付した保険料額等について話を聞いたことはないと説明しているなど、申立人の弟が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は自分で保険料を納付したと説明しているが、保険料額等の納付状況に関する記憶は曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 10 月まで  
私は、免除申請をした期間について、昭和 61 年 11 月頃に一括して国民年金保険料を追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間は 91 か月に及ぶが、申立人は追納した場所及び一括で追納したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 61 年 11 月頃に一括して申請免除期間の保険料を追納し、当時追納したのはその 1 回のみであったと説明しているが、オンライン記録から、申立人は申立期間直前の 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の保険料を 60 年 9 月 12 日に追納していることが確認でき、当該追納以外にその当時の追納履歴は無いこと、申立人は、申立期間直後の 61 年 11 月から 62 年 1 月までの期間の保険料を平成 8 年 11 月 27 日以降 3 回に分けて追納していることがオンライン記録から確認でき、当該追納時点では、申立期間は既に 10 年を経過しているため、制度上、申立期間の保険料を追納することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11321 (事案 5188 及び 8241 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 5 月まで

私は、社宅の先輩から国民年金への加入を勧められた友人に国民年金の話を知ったので、友人 2 名と区の出張所に出向き一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料を納付した際、国民年金手帳に印紙を貼り、領収印を押してもらっていたことを憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和 43 年 6 月に任意加入により払い出されており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を遡って納付することができないこと、申立人が一緒に国民年金の加入手続をしたとする友人 2 名の手帳記号番号の払出しの時期は、それぞれ大きく離れていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行っており、申立期間当時の事情を知るとする友人 1 名から、申立人を含む 3 名が国民年金の加入手続を行った旨の証言は得られたものの、友人からは、加入手続の時期、場所、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等、申立期間の保険料納付を裏付ける証言が得られないほか、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成 22 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金の加入手続については3名一緒に行ったことは間違いないとして再々度の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料や保険料の納付に関する具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月及び同年 6 月

私の母は、昭和 43 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、51 年 3 月に厚生年金保険の被保険者となる直前までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。ほかの期間は全て納付しているのに、申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの保険料は、45 年 9 月 30 日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間は、当該納付時に実施されていた第 1 回特例納付を利用する場合を除き、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は母親から特例納付したと聞いたことがないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年6月まで  
私の父は、昭和54年頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、私が妊娠していたこともあり、代わりに納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和59年7月14日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録によると、61年2月5日に過年度保険料の納付書が作成されていることから、申立期間のうち59年1月から同年6月までの期間に未納期間があったものと考えられるほか、当該納付書が作成された時点では、申立期間のうち58年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から46年12月まで

私は、昭和43年3月に結婚し、夫婦で店を開業した。同年同月から同年5月までの頃に、業種組合に加入し、同組合の集金人から、「国民年金保険料も一緒に納付できます。」と勧められたため、その集金人を通じて夫婦で国民年金に加入し、夫婦二人分の健康保険料と国民年金保険料を集金人に渡して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻が納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するほか、申立人夫婦が加入していた事業団の「国民年金記号番号簿（兼納付状況調）」及び「国民年金被保険者台帳領収書発行簿」によると、申立人夫婦の保険料納付委託年月日は「昭和46年11月1日」、徴収開始年月は申立期間後の「昭和47年1月ヨリ」と記載されている。

また、上記の資料により、昭和47年1月から同年3月までの保険料は46年12月13日に徴収されていることが確認でき、当該保険料の徴収時点では、申立期間のうち、43年3月から44年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、44年10月から46年12月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間ではあるものの、妻は過年度分の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、現在所持している昭和47年1月11日発行の国民年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年12月まで

私は、昭和43年3月に結婚し、夫婦で店を開業した。同年同月から同年5月までの頃に、業種組合に加入し、同組合の集金人から、「国民年金保険料も一緒に納付できます。」と勧められたため、その集金人を通じて夫婦で国民年金に加入し、夫婦二人分の健康保険料と国民年金保険料を集金人に渡して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するほか、申立人が加入していた事業団の「国民年金記号番号簿（兼納付状況調）」及び「国民年金被保険者台帳領収書発行簿」によると、申立人夫婦の保険料納付委託年月日は「昭和46年11月1日」、徴収開始年月は申立期間後の「昭和47年1月ヨリ」と記載されている。

また、上記の資料により、昭和47年1月から同年3月までの保険料は46年12月13日に徴収されていることが確認でき、当該保険料の徴収時点では、申立期間のうち、43年2月から44年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、44年10月から46年12月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間ではあるものの、申立人は過年度分の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、現在所持している昭和47年1月11日発行の国民年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年2月まで

私の母は、私が20歳になった平成5年\*月頃に私の国民年金の加入手続をし、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった平成5年\*月頃に私の国民年金の加入手続をし、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成9年4月9日に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番日より前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていることを確認することができず、また、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該基礎年金番号の付番の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は自身の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親は、「遡って納付したことは記憶している。」と述べているが、これは、オンライン記録において過年度納付と記録されている平成7年3月及び8年2月から9年3月までの期間の保険料に係る納付の記憶であると考えられ、このほか申立人の母親の申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年6月までの期間及び6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から5年6月まで  
② 平成6年12月

私は、申立期間①及び②当時にA市にある社会保険事務所（当時）で、その都度、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時にA市にある社会保険事務所で、その都度、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番日より前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを確認することができない。また、申立人が所持している年金手帳には、前述の厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、国民年金の記号番号は記載されておらず、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であることなどから、当該基礎年金番号の付番日より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格は、11年8月11日に追加整備されたことが確認できる上、申立人の年金手帳における当該期間に係る資格記録の記載欄には、申立人が11年7月以降に居住していたB市C区のものと思われるスタンプが押されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①及び②は、申立人の基礎年金番号の付番及び当該期間に係る資格記録の追加整備の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、制度上、保険料を納付することが

できない期間である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②当時に、その都度、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い当該期間の保険料を納付したとしているが、当該期間当時は、社会保険事務所では国民年金の加入手続をすることができず、また、納付したとする金額は当該期間の保険料額と相違する上、現年度分の保険料は同事務所において収納することができなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで  
私の父は、私が大学を留年することになった昭和48年4月に私の国民年金の加入  
手続を行い、大学生であった私の申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、昭和48年4月に私の国民年金の加入手続を行い、大学生であった私の申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成5年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されているオレンジ色の表紙の年金手帳及び9年3月6日に交付されている青色の表紙の年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格は、5年5月18日に追加されている上、申立人が所持している年金手帳の申立期間に係る被保険者資格の記載欄の被保険者でなくなった日の「昭和49年4月21日」の欄には、当該手帳記号番号の払出しの時点において申立人が居住していたA区のスタンプが押されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該被保険者資格の追加時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、制度上、保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、「申立期間当時、大学生であった。」と述べているが、前述のとおり、申立人の申立期間に係る被保険者資格は、平成5年5月18日に強制加入被保険者として追加されている。また、申立人が所持している年金手帳においても、申立期間に

係る被保険者の種別は、「1号（強制加入被保険者）」が選択されていることが確認できる。これらは、申立人の手帳記号番号の払出しの時点において、申立人の学歴が正確に反映されなかったことなどにより、申立人が20歳になった昭和45年\*月から申立期間直前の48年3月までの期間（厚生年金保険の加入期間を除く）は、学生による任意加入が適用される期間であったため未加入期間とされ、一方、申立期間は、強制加入が適用される期間とされたと考えられる。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は自身の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親から当時の状況を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。なお、申立人は、「父は、私の実家があるB市において、私の保険料を納付してくれた。」と述べているが、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間当時において、C区及びD市に住民登録されていることが確認できることから、申立人の住民登録がされていないB市においては、制度上、申立人の保険料を収納することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料が納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月から平成5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成5年1月まで

私の母は、私が昭和 63 年3月に会社を辞めた後、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。また、遡って国民年金保険料を納付できると言われたので、私が申立期間の保険料をまとめて、区役所か金融機関で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が昭和 63 年3月に会社を辞めた後、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間より後の平成7年3月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「遡って保険料を納付できると言われたので、私が申立期間の保険料をまとめて納付したと思う。」と述べているが、前述の手帳記号番号が払い出された時点である7年3月において、遡って納付することが可能であった平成5年2月から6年3月までの保険料は、オンライン記録によれば、5年2月分の保険料の時効期限の直前である7年3月に納付されていることが確認できることから、申立人のまとめて納付したとの記憶は、この期間の保険料の納付であるものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から53年3月まで

私の妻は、私たち夫婦が昭和49年頃にA区に住宅を購入したとき、A区の集金人から国民年金の話を聞いて、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、私たちが昭和49年頃にA区に住宅を購入したとき、A区の集金人から国民年金の話を聞いて、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫婦連番で昭和52年6月21日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、申立人が現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無いことなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、38年5月から50年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、「昭和49年頃に自宅に来た集金人から国民年金の話を聞いて、国民年金に加入し、保険料を集金人に渡していた。」と述べているが、A区の担当者は、「当区では、45年10月に印紙検認方式から納付書方式に変わったので、それ以降は集金人はいない。」と説明している。

さらに、申立人の妻は、「集金人に夫婦二人分の保険料をまとめて1年、半年、3か月と納付できるときに過去に遡って納付した。」と述べているが、前述のA区の担当者は、「集金人は現年度保険料のみを集金しており、過年度保険料は集金していないと思

う。」と説明している。なお、申立人の妻は、「申立期間は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と述べ、昭和 51 年度の国税を納付したとする「公共料金等仮受領証」を提出している。しかし、当該仮受領証に記載されている金額は、51 年度 1 年分の国民年金保険料の一人分のみと一致していることが確認できるものの、申立人の保険料の仮受領証なのか、申立人の妻の保険料の仮受領証であるのかを確認することはできない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から50年9月まで

私は、私たち夫婦が昭和49年頃にA区に住宅を購入した時、A区の集金人から国民年金の話聞いて、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私たちが昭和49年頃にA区に住宅を購入した時、A区の集金人から国民年金の話聞いて、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫婦連番で昭和52年6月21日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、申立人が現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無いことなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、37年9月から50年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出し時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「昭和49年頃に自宅に来た集金人から国民年金の話聞いて、国民年金に加入し、保険料を集金人に渡していた。」と述べているが、A区の担当者は、「当区では、45年10月に印紙検認方式から納付書方式に変わったので、それ以降は集金人はいない。」と説明している。

さらに、申立人は、「集金人に夫婦二人分の保険料をまとめて1年、半年、3か月と納付できる時に過去に遡って納付した。」と述べているが、前述のA区の担当者は、「集金人は現年度保険料のみを集金しており、過年度保険料は集金していないと思

う。」と説明している。なお、申立人は、「申立期間は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と述べ、昭和 51 年度の国税を納付したとする「公共料金等仮受領証」を提出している。しかし、当該仮受領証に記載されている金額は、51 年度 1 年分の国民年金保険料の一人分のみと一致していることが確認できるものの、申立人の保険料の仮受領証なのか、申立人の夫の保険料の仮受領証であるのかを確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの期間及び同年11月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで  
② 昭和57年11月から62年9月まで

私は、区役所から国民年金への加入勧奨の手紙をもらったが、しばらく放置していたところ、再び財産の差し押さえもあるとの国民年金保険料の督促の通知が来たので、遡って納付できる期間の保険料を納付し、以降は途切れることがないように保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「区役所から国民年金保険料の督促の通知が来たので、遡って納付できる期間の保険料を納付し、以降は途切れることがないように保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和57年12月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、55年4月から同年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料を納付した時期の記憶が曖昧であるため、保険料の納付を開始した時期を特定することができない。さらに、オンライン記録及び申立人の所持する国民年金保険料の領収証書によると、申立期間②後の昭和63年4月から平成元年9月までの期間の保険料は、元年12月に遡って納付されたものであることが確認でき、申立人は、「遡って保険料を納付した以降は途切れることがないように納付した。」と述べていることから、申立人が途切れることがないように保険料の納付を開始した時期は申立期間②より後の元年12月であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から同年 6 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったときに、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 2 年 8 月に払い出されており、当該払出時点では、時効により昭和 63 年 6 月以前の保険料は遡って納付することができないこと、オンライン記録によると、申立期間直後の同年 7 月から平成元年 3 月までの保険料は納付済みと記録されており、納付記録には過年度納付を示す「A現自」と記載されていることから、母親は当該払出時点で過年度納付することが可能な期間の全ての保険料を遡って納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

私の両親は、私が20歳になったときに、成人のお祝いと翌年5月に行う手術の成功を祈って、国民年金の加入手続をしてくれ、私の国民年金保険料は、私が昭和57年11月に婚姻するまで母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和53年1月に払い出されており、申立人が申立期間中の49年3月から居住していた市の国民年金被保険者台帳にも、申立人が53年1月13日に加入届出を行った旨が記載されている。

さらに、申立期間当時、当該市が所在する県では、納期限から2年間遡った時点の年度の4月分からの保険料を過年度納付することが可能であり、上記被保険者台帳の昭和50年4月から52年3月までの納付記録欄には、過年度納付を示す「7」が記載されていることから、当該加入届出時点で納付可能な期間の保険料を全て過年度納付したものと考えられるが、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が所持する年金手帳には、最初の住所地として、申立期間の終わり頃の昭和49年12月23日以降に申立人が居住していた住所が記載されており、申立人は、申立期間当時に別の国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるほか、当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手

帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 50 年\*月頃に、両親に勧められて市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は最初の数か月は納付書により金融機関で、その後は口座振替により納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付頻度及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和 53 年 8 月に、申立人が当時居住していた市において払い出されており、当該払出時点には第 3 回特例納付が実施されていたことから、この時点で、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付することは可能であったものの、申立人は、保険料を遡って納付したことはなく、特例納付という言葉も知らないと説明している。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から11年4月まで

私は、納付方法及び納付場所の記憶は定かではないが、平成13年に申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成13年5月に未納通知書か保険料納付の督促状が届いたので、同年中に一括払い、分割払い又は毎月払いのいずれかの納付方法により、銀行、郵便局又はコンビニエンス・ストアのいずれかの場所で保険料を納付していたと説明しているが、オンライン記録によると、申立期間直後の11年5月から12年3月までの保険料を13年6月から14年3月までの間に遡って納付していることは確認できるものの、それぞれの納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年8月まで  
私は、平成9年3月末日に退職し、失業保険の給付金から申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、申立期間直前に婚姻して姓を変更しているが、国民年金の氏名変更手続を行った記憶が無く、申立人が所持する平成9年1月1日交付の基礎年金番号通知書には旧姓が記載されており、手書きで訂正されているものの、訂正箇所には、申立人が申立期間直後に就職した会社を所轄する社会保険事務所（当時）の印が押されており、オンライン記録では、9年9月19日に氏名変更されていることが確認できることから、申立人は、申立期間中に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 6 月まで

私は、帰国後に登録した会社では厚生年金保険に加入できなかったため、母に国民年金の加入手続を行ってもらった。その際、市役所から退職以降の国民年金保険料を納付するように請求され、母親は、請求された保険料を一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 8 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

私は、平成元年5月に就職した会社の人事担当者から、時期は不明だが、「年金記録が1か月つながっていないから、この期間の手続を行い、国民年金保険料を納付した方がよい。」と助言され、妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、金融機関で保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続を行った時期、手続場所、納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納であるほか、申立期間前後の妻の昭和61年8月から平成元年3月までの期間及び同年5月から6年2月までの期間については、第3号被保険者の特例納付届出が8年4月1日に行われたことにより、それぞれ第3号特例納付期間となっていることから、妻は、申立期間当時、申立期間に係る種別変更手続を行っていなかったものと考えられ、当該届出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月及び同年 7 月

私は、平成 11 年 6 月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、保険料の納付時期、納付頻度、納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、平成 20 年 7 月に申立期間の被保険者資格の得喪記録が追加されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録が追加されるまでは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 2 月まで

私の母は、私が 20 歳になった頃に国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付方法、保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間②直後の平成 3 年 3 月頃に払い出されており、申立期間①については、当該払出時点で時効により保険料を納付することはできない期間であること、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳に任意加入被保険者資格の取得日は 3 年 3 月 20 日と記載されており、当該期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記の年金手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 7 月まで

私は、海外留学するために昭和 63 年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、退職金と預金の一部で申立期間の保険料を一括して前納したと説明しているが、3年度にわたる保険料を一括して前納することは、制度上できない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持している厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳には国民年金の記号番号の記載は無く、申立人はそれ以外の手帳を所持していた記憶も曖昧であり、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年4月まで

私は、昭和40年4月に国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和40年4月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年3月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち、41年12月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、その後の42年1月から43年3月までの期間は、保険料を過年度納付することが可能であるが申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明していること、申立人は、申立期間の保険料を毎月納付書により納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では納付書方式が開始されたのは45年4月からであるほか、毎月徴収が開始されたのは申立期間後の61年10月であり、当時の保険料の納付方法と合致しないこと、申立人は現在所持している手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち60年12月以前の期間が、払出月の翌月時点では申立期間の全部が、それぞれ時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記の年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月まで  
私は昭和 61 年 12 月に会社を退職した後、62 年 1 月頃に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、申立人は同年4月1日に被保険者資格を取得し、同年10月30日に資格を喪失した後、再び資格を取得したのは平成元年12月10日である旨が記載され、申立期間に係る資格取得の記載が無く、また、申立人が申立期間当初の61年12月に転居した際の住所変更の記載も無いことから、申立期間について再加入手続きがされなかったと考えられること、オンライン記録上も申立期間は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から57年3月まで

私は、結婚後の昭和57年7月頃に、自宅に来ていた集金人に国民年金の加入を勧められて国民年金に加入し、集金人に加入前の未納の国民年金保険料1年分を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和57年6月に婚姻した後、自宅に来ていた集金人に国民年金の加入を勧められ、56年7月から厚生年金保険に加入していたことを知らずに、国民年金加入前の未納保険料1年分を一括で納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は57年6月頃に払い出され、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年4月11日に国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、加入手続時には厚生年金保険加入期間の確認がなされていたと考えられること、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳を1冊所持しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻した昭和49年4月以後は元夫が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする母親及び元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人には国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、それらが統合されて現在の記録になっており、申立期間は、オンライン記録では昭和48年4月1日に国民年金資格を取得した以後の未納期間と記録されている。申立人の最初の手帳記号番号は昭和46年2月に払い出されており、当該手帳記号番号の特殊台帳の資格得喪記録では、申立人は同年1月31日に国民年金資格を取得し、47年3月20日に同資格を喪失したことが記載されている一方、その後に国民年金資格を再取得したことが記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であったことが確認できるほか、申立人は48年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金への切替手続を母親及び自身は行っていないと思うと説明している。

さらに、申立人の二つ目の手帳記号番号は、婚姻後に居住した市で昭和51年7月頃に元夫と連番で払い出されており、当該手帳記号番号の特殊台帳の資格得喪記録では、申立人は元夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年8月1日に国民年金の強制

加入被保険者資格を取得していることが記載され、当該取得日より前は申立期間のうち48年4月から49年7月までの期間を含めて国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないほか、申立人の保険料を納付していたとする元夫は、49年8月から51年3月までの自身の保険料は未納であるなど、申立人の母親及び元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の学生期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続き及び保険料の納付について憶<sup>おぼ</sup>えていないと説明している。

また、申立人の基礎年金番号は、共済年金の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した12年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録が無く、母親は申立人の年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年12月まで

私は、大学を卒業したときに、両親から国民年金に加入するように言われたので、国民年金に加入し、国民年金保険料は金融機関で納付した。私が留学している期間の保険料は、母が市役所支所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であり、申立人は自身が保険料を納付した際の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年2月頃時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、この払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の58年1月から59年3月までの保険料は納付済みとなっているほか、申立人は現在所持する上記払出時に発行された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明し、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から10年3月まで

私は、20歳になった時点で強制的に国民年金に加入していたはずである。当時は大学生であり、国民年金保険料は納付していないため免除されていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、20歳直前の平成7年\*月に本籍地から当時居住していた市へ住民票を移していることが戸籍の附票で確認できるが、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を当該市で行った記憶は無いと説明しているほか、申立人の基礎年金番号は10年4月に厚生年金保険の記号番号で付番されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が付されていた手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年6月まで

私は、昭和53年7月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、加入した時点で加入前の期間の国民年金保険料は全て遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和53年7月の婚姻を契機に国民年金に加入し、それ以前の保険料を遡って納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は第3回特例納付の実施期間内の同年8月に払い出されており、申立期間の保険料は特例納付制度を利用して納付することが可能であったが、申立人は、一括して納付したとする保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、加入時点で申立期間の保険料を遡って納付する際に、どのように特例納付制度について説明を受けたか、納付するための納付書を受け取った状況などについて全く憶<sup>おぼ</sup>えていないと説明している。

また、申立人が昭和53年7月の婚姻後に国民年金に加入し、その時点で保険料を遡って納付したと説明している内容は、上記手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の51年7月から53年3月までの保険料が納付されている納付記録と合致しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から56年7月までの期間及び平成4年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から56年7月まで  
② 平成4年4月から同年6月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、2年間分の国民年金保険料を遡って納付した。また、会社を退職した後は国民年金の再加入手続をし、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行い、2年間分の国民年金保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年6月時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、この払出時点で過年度納付することが可能な58年5月以降の保険料が納付済みとなっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間に係る平成4年4月1日の国民年金被保険者資格の取得及び同年7月1日の資格の喪失は、7年6月5日に入力処理されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間はその当時は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することはできず、当該入力処理時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から13年5月31日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年10月から7年9月までは53万円、同年10月から13年4月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月31日より後の同年6月12日付けで、遡って6年6月から13年4月までが9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額減額訂正について社会保険事務所(当時)の職員から説明を受けたことは無いが、社会保険の届出事務は自身が行い、申立期間当時に社会保険料の滞納があったことを認めている。

このため、申立人は、社会保険事務所から滞納保険料の解消のため度々指導を受けた中で、自ら厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を提出した旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 52 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務し厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業主及び同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、事業主は同社が厚生年金保険の適用事業所であったかどうか記憶していない。

また、申立人が記憶する事業所所在地を管轄する法務局において、A社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、事業主の厚生年金保険被保険者記録は無く、事業主は申立期間の一部に国民年金の納付記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 18353 (事案 350 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 26 日から 48 年 9 月 3 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務は推認できるものの、厚生年金保険に加入していた事実をうかがえず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、判断に納得できないため、新たな情報を提供するので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の勤務は推認できるものの、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 6 月 1 日であり、厚生年金保険に加入していた事実をうかがえず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる資料が無いことから、平成 20 年 7 月 15 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、新たな情報としてA社の専務の子が証明してくれるとして再度申立てを行っているが、同氏は、申立人を知っているものの同社で勤務したことは無く、同社の関係者でもないと供述していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人がA社の事業主だったと供述しているB社の事業主は、既に死亡しており、申立人のA社における厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 6 月 1 日に同社において被保険者資格を取得した複数の従業員は、申立人と一緒に仕事をしていた記憶はあるものの、「同社は厚生年金保険に加入できなかったため、申立期間は、国民年金に加入

していた。給料から厚生年金保険料の控除は無かった。申立人が勤務していた時期は、同社が厚生年金保険に入る前だと思う。」旨供述している。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月5日から31年8月30日まで  
② 昭和32年1月5日から36年1月10日まで  
平成22年9月に年金記録を確認した際に、脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月10日の前後の各4年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する12名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4名については、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和36年5月12日の直前の同年4月28日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年5月12日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から41年2月1日まで  
② 昭和42年5月21日から同年11月1日まで  
③ 昭和42年11月1日から45年2月28日まで  
④ 昭和45年5月4日から同年8月31日まで

平成22年9月に、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、退職時は脱退手当金のことは知らず、申請手続も受給も一切記憶していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間④のA社を退職した後の昭和45年10月\*日に婚姻しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人に対する脱退手当金の支給決定の直前に申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間④に係るA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、当該未請求の被保険者期間が2か月間と短期間であり、申立人自身も、「大学生の時に、厚生年金保険に入っていることは知らなかった。」旨述べていることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 25 日から同年 9 月 19 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 19 日から 42 年 3 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間②に勤務したA社退社後3年10か月を経過した昭和46年1月27日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金支給計算書」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び計算書の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人が提出したと認められる申立期間②に係るA社発行の「退職慰労金明細書」が当該裁定請求書とともに保管されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月25日から38年3月21日まで  
② 昭和38年10月8日から39年4月1日まで

10年ぐらい前に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を絶対に受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②のA社を退職した後の昭和39年7月\*日に婚姻(戸籍上)しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人に対する脱退手当金が支給決定された43年9月24日に近接する同年9月17日に、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 18363 (事案 12799 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 16 日から同年 12 月 30 日まで

A社B支社(勤務地は、C施設建設予定地)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録の訂正の必要は無いとの通知があった。今回新たに、同僚の氏名を思い出したので、再度、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、現在、A社の人事記録の管理を行っているD社は、申立人に関する資料は無く、A社B支社の当時の人事担当者の所在が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について不明である旨供述していること、C施設建設予定地に関連すると思われる適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録が無いほか、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても記録が無いこと、同社同支社の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないことなどから、平成 22 年 11 月 10 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、A社B支社に入社している先輩の氏名を思い出したこと、同社同支社の水量調査係で河川の水量調査に従事していたので、その水量調査資料を調査すれば、申立期間における勤務及び給与支払状況が判明することから、再度調査してほしいとして申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶している先輩は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A社B支社の人事担当者は、再度調査したが申立人に係る資料は無く、また、

水量調査に関する関係部門に資料を依頼したが、当該部門は組織変更が繰り返されており、当時の資料は不明であると回答している。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、第三者委員会であつせんされた同僚の給料支払明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している可能性がある。自分の給料支払明細書は保有していないが、ほとんどの期間同僚と同じ職種だったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第三者委員会であつせんされた同僚とほとんどの期間同じ職種であつたとしているが、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会したものの回答が得られない上、申立人も厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社から支給される諸手当の内容及び昇給額は、上記同僚の給料支払明細書により、これらの同僚については、個人ごとに異なっていることが確認でき、同社が定時決定及び随時改定で社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に含まれている諸手当も個人ごと及び期間ごとに異なっているため、当該給料支払明細書から申立人の標準報酬月額を推認することができない。

さらに、上記給料支払明細書から、A社における控除額の変更時期の規則性が確認できない上、個人ごとに保険料控除額の算出方法が異なるため、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料の金額を推認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人と上記同僚の標準報酬月額は、一部期間は一致するが、ほとんどの期間は一致していないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 7 日から同年 8 月 21 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社の現在の事業主は、「当時の記録は残しておらず、当時を知る従業員もいない。したがって、当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により昭和 38 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員 1 名は、「申立人は自分よりしばらく後に入社した。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿により昭和 38 年 9 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員は、「申立人は自分とほとんど同時期に入社した。申立人とは一緒に研修を受けたので、当時のことは記憶している。」と供述しており、申立人の申立期間の勤務を確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿と厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、社会保険事務所（当時）の不合理な処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 26 日から 46 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 46 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和 45 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 45 年 1 月 26 日付けで事業主を含む被保険者 5 人全員が厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間前にA社において加入記録がある従業員のうち連絡先の判明した元従業員 3 人に照会したところ、回答のあった一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなってからは、給与から厚生年金保険料を控除されていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社に昭和 59 年 1 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間を含め、継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和 59 年に同社を退職した複数の従業員においても、雇用保険の加入記録では月末まで勤務していたことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険については、申立人と同様、月末に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「申立人に係る厚生年金保険の資格喪失届については自分の届出誤りだと思うが、申立期間に係る保険料の控除については記憶に無い。」旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和 54 年 8 月から 59 年 1 月までの間に申立人を含む 35 人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、そのうち資格喪失日が月初の 1 日付けである者は、57 年 8 月に退職した一人のみであることが確認できる。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在を特定することができず、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年11月1日まで  
A社(現在は、B社)C支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和43年9月1日から勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述及びB社の回答から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、申立期間に、A社C支社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないとしつつも、「当時、A社では、営業職員については、入社後最初の約4か月間は委任契約を締結しており、当該期間においては厚生年金保険に加入させず、保険料控除もしていなかった。」旨回答している。

また、申立期間当時、A社で勤務していた複数の従業員は、「入社日から一定期間経過後に厚生年金保険に加入したと思う。当時の給与明細書は所持していない。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和43年11月1日となっており、A社C支社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 38 年 11 月まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、所在地を管轄する法務局にA社に係る商業登記の記録は無く、同社及び代表者の所在を特定することができない。

さらに、申立人は、「A社には弟と一緒に勤務した。」旨供述しているが、オンライン記録によると、申立人の弟も、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、弟とは連絡が取れず、弟から当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人は、「A社の取引先としてB県C市にD社という会社があった。」旨供述しているため、B県C市に現存するD社にA社について確認したが、「申立期間当時のことは分からない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月頃から同年 12 月頃まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の記憶する上司及び同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。また、申立人の記憶する他の同僚及び申立期間当時に勤務した複数の従業員が記憶する複数の従業員については、上記被保険者名簿に被保険者記録を確認することができないことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在を特定することができない上、当委員会の照会に回答した上記複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月9日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、同社から当時の社会保険被保険者台帳の提供を受け、これを提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社作成の社会保険被保険者台帳から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記社会保険被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和37年5月1日と記載されており、A社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人と同様、昭和37年5月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員5人の社会保険被保険者台帳を確認したところ、当該従業員の入社日は35年10月1日から37年4月13日と記載されているものの、いずれの従業員も厚生年金保険の適用は同年5月1日と記載されていることから、同社では、申立期間当時、一定の日にまとめて厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

さらに、上記5人の従業員のうち、当委員会の照会に回答した二人は、「厚生年金保険に加入する前の期間の給与明細書等は所持しておらず、当該期間の保険料控除については分からない。」旨供述している。

なお、B健康保険組合によると、申立人の健康保険の資格取得日は昭和37年5月1日であり、上記被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 18399 (事案 1572 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 10 月 4 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、請負の従業員であることなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。

今回新たに、B社（正しくはC社。以下「C社」という。）の事業主と経理担当の事務員が毎月末にA社まで給与を届けており、同社で勤務していた義兄の連絡先が分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 10 月 4 日であり、申立期間には適用事業所となっておらず、同社の元事業主及び役員は、「申立期間当時は、同社の社員は本社であるC社において厚生年金保険に加入させていたものの、工事は請負の従業員のみで社員はおらず、申立人は、工事で働いていたため、社員ではなかったことから厚生年金保険に未加入であった。」と回答している。また、C社の元役員は、「上記工事で請負の仕事をしていた従業員は、下請であるため厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。さらに、申立人は、当時のA社における同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、C社の事業主と経理担当の事務員が毎月末にA社まで給与を届けており、同社で勤務していた義兄の連絡先が分かったので再度

調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人の義兄は、「厚生年金保険料を引いたとか支払ったとかそのような話を聞いたことは無いので、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べている。

また、C社の経理担当者は、「自分は同社の経理担当者であったことは間違いないが、給与計算は同社、A社のそれぞれで行っており、A社に給与を持って行ったことは無く、申立人に会ったこともない。」と述べている。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

以上のことから、申立人からの新たな情報は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月21日から同年8月末まで  
② 昭和37年9月から同年11月1日まで  
③ 昭和38年2月10日から39年3月まで  
④ 昭和39年4月から41年5月まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①、B社に勤務した期間のうち申立期間②及び③、C社に勤務した期間のうち申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成8年6月\*日に解散している上、同社の元代表取締役は既に死亡しているため、同社及び元代表取締役から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元取締役は、「申立人が同社に勤務していたことは確かだが、工員名簿なども既に処分しており、勤務期間は分からない。同社では従業員全員を社会保険に加入させていた。勤務しているにもかかわらず、社会保険の加入をやめるような取扱いはしていない。」と述べているため、同社の元取締役から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の複数の従業員に照会したところ、回答のあった2名が、申立人を記憶していたが、「勤務期間は分からない。」と述べているため、同社の元従業員から、申立人の勤務状況について確認することができない。

2 申立期間②について、B社は、厚生年金保険適用事業所名簿により、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となってい

ないことが確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和49年10月\*日に解散していることが確認でき、当時の代表取締役は連絡先が不明のため、同社及び代表取締役から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社設立時の昭和36年12月から経理及び社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立人が自分より後に入社してきたのは記憶しているが、勤務期間は分からない。」と回答しているため、元従業員から、申立人の勤務状況を確認することができない。

加えて、上記元従業員は、「B社設立後しばらくは、社会保険に加入できず、給与から保険料を控除するようになったのは、同社が社会保険加入後である。」と述べている。

- 3 申立期間③について、上記2のとおり、B社は、昭和49年10月\*日に解散していることが確認でき、当時の代表取締役は、連絡先が不明のため、同社及び代表取締役から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の上記元従業員は、「同社は設立（昭和36年12月15日）して2年から3年程度で終わってしまった。私は終わりまで勤めていた（厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和39年1月29日）が、申立人がそのときまで勤務していたかは覚えていない。」と述べており、同社の元従業員から、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、申立期間④のC社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、申立期間③のうち、昭和38年5月1日から同年11月5日まで、同社において、厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

加えて、B社は、上記適用事業所名簿によると、昭和39年1月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③のうち、同年1月29日以降は同社において厚生年金保険の被保険者になることはできないことが確認できる。

- 4 申立期間④について、C社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成元年12月\*日に解散していることが確認でき、同社の元代表取締役は、「倒産したので、資料は保管しておらず、申立人の勤務期間は分からない。」と述べているため、同社及び元代表取締役から、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、C社に係る上記被保険者名簿により、同社の複数の従業員に照会したところ、昭和39年6月に同社に入社したと回答している元従業員2名は、申立人を記憶していないため、同社の元従業員から、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、C社の上記元代表取締役は、「私も妻も社会保険加入当初は手続などがよく分からず、社会保険事務所（当時）に尋ねながらきちんと行っていた。退職していない者の社会保険をやめさせる取扱いをしたことは無いはずである。」と述べている。

加えて、オンライン記録により、申立人は申立期間④のうち昭和41年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

5 以上のほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月15日から39年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社から退職まで、同社に継続して勤務していた（昭和39年2月1日から41年8月1日まで、関連会社であるB社（後に、C社）において厚生年金保険の加入記録がある。）ので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚及び従業員の回答により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿及びB社に係る事業所別被保険者名簿により、両社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、両社の事業主は既に死亡していることから、両社及び事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、B社で被保険者資格を取得した者は申立人を除き6名確認できるが、いずれも昭和38年9月15日にA社で被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同社では何らかの理由により同年9月15日付けで従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、A社における上記6名のうち4名（うち1名は遺族からの回答）はいずれも給与明細書等、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月6日から同年12月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が厚生年金保険に加入していることを確認して入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存していない。」と回答している上、当時の事業主は死亡、総務担当者は連絡先が不明、申立人が記憶している事業主の義弟は死亡しているため、同社及びこれらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった4名は、「同社では試用期間があり、厚生年金保険に加入したのは、入社して3か月から4か月経過後であった。」と回答している。

さらに、上記従業員4名の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、上記被保険者名簿により、入社して3か月から4か月経過後であることが確認できることから、A社では、申立期間当時、試用期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月2日から11年4月16日まで  
派遣元であるA社（平成10年2月にB社と合併後、平成21年7月にC社に社名変更）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に在籍し、派遣先のD社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍証明書により、申立人の在籍期間が平成9年6月2日から13年7月18日までであることが確認でき、派遣先のD社から提出された「派遣社員管理台帳」及び「労働派遣契約書」により、申立人の派遣期間が、9年6月2日から平成11年9月30日までの期間、3か月ごとに更新されていることが確認できることから、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、派遣元のC社の厚生年金保険事務担当者は、資料を保管していないため申立期間当時の保険料控除は不明であり、在籍期間は厚生年金保険の加入期間と一致するものではない旨供述している。

また、申立人と同日にB社において厚生年金保険の資格取得をしている同僚30名に照会したところ、回答のあった12名のうち7名は、いずれも「資格取得日となっている日より前から派遣元のA社に入社していた。厚生年金保険に加入する前の期間については、厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

さらに、上記7名の同僚のうちの1名は、「平成9年10月頃に入社し、入社時に、会社から社会保険には加入しないと説明があったので、国民年金に加入し、保険料を納付した。また、加入時（平成11年4月）には、会社の担当者から、A社がB社に合併されたことを機に、今後は社会保険に入ってもらおうという説明を受けた。」旨供述しており、オンライン記録で厚生年金保険の加入前期間における当該同僚の国民年金の納付が確認

できることから、申立期間当時、同社では、入社後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させるという取扱いが行われていたことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録及び健康保険組合の加入記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月10日から36年3月7日まで  
日本年金機構からのハガキにより、脱退手当金が支給されていることを知った。A社を急に退職することになり、退職した翌日に上京したので脱退手当金の手続はしていない。上京後、住所を転々としていて受給した覚えも無いので受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である、昭和36年3月7日の前後5年以内に資格喪失した同僚14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む8名について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち6名が6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、同社による代理請求が行われており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和36年3月30日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人はA社を急に退職することになり、退職した翌日に上京したため、脱退手当金を受給できる状況ではなかったとしているが、同社は当時の書類は保管していないため、申立人の退職時の状況については不明であるとしており、申立人も当時の同僚等の名前を覚えておらず、申立人が主張する退職時の状況を確認することはできなかった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から29年6月1日まで  
② 昭和31年7月1日から36年5月4日まで

年金をもらう年齢になり、社会保険事務所（当時）に行った時に、脱退手当金をもらっていることになっていることを知った。2回ももらっているなら気が付くはずだが、そのような記憶は無い。調査をして、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金については、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの計2回の支給記録があるところ、申立期間①及び②に勤務した事業所は同一であり、2回とも申立人の意思に反して請求されたということは考え難い。

また、申立期間①に係る脱退手当金は、当該期間に勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間②に係る脱退手当金は、当該期間に勤務したA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示がある上、当該期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間①及び②の事業所は、病気療養期間を挟んで、同一であるにもかかわらず、申立期間②において、申立期間①とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることがオンライン記録等により確認でき、このことは、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月16日から30年8月16日まで  
② 昭和31年2月25日から33年5月1日まで

平成22年秋に日本年金機構から脱退手当金に関するハガキをもらった。私は、事業所が閉鎖され退職したが、脱退手当金について説明を受けた記憶は無く、請求手続きをしたことも脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所であるA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和33年5月1日に、同事業所の勤務期間のみで脱退手当金の受給資格を得て、被保険者資格を喪失している記録のある申立人を含む7名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認できる上、これらの被保険者のうち1名が「事業所が整理されることとなり、対象者全員に対して事業所から脱退手当金の説明があり、全員が脱退手当金を受給したはず。なお、私は、住所地に近い事業所の連絡事務所に向いてお金を受け取ったことを覚えている。」旨供述していることを踏まえると、同事業所の閉鎖に際し、脱退手当金の事業主による代理請求が行われ、申立人についても、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤り等は無い。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から31年3月10日まで  
② 昭和31年11月10日から34年10月10日まで

脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のお知らせ(ハガキ)が届き、申立期間①及び②について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

しかしながら、私は、申立期間後に勤めた事業所の共済年金加入期間については、退職一時金をもらった記憶は有るものの、申立期間については、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年10月10日の前後5年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格を持つ18名の支給記録を確認したところ、申立人を含む5名について脱退手当金の支給記録が確認でき、これらの者は、資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち1名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主が代理請求した可能性を否定できない。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年5月2日に支給決定されており、また、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、記載日は、当該支給決定日の直前の「S35. 4. 26」と記されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間②の後に勤務した事業所の共済組合加入期間については、申立人の供述どおり、退職一時金が昭和40年5月に支給されていることが確認できるが、当時は

通算年金制度創設後であり、厚生年金保険と共済年金が通算されることから、厚生年金保険の脱退手当金を受給していることに不自然さは無い。

加えて、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案18409（事案4401の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年6月30日まで

A社に常務取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回、新たな資料は無いが、前回の結論で、私が厚生年金基金に対する同社の窓口であったと考えられるから訂正できないというのは納得がいかないので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B厚生年金基金が提出したA社に係る掛金滞納処分票の記載内容によると、申立人が同社の窓口となって対応した形跡があること及び当時の従業員供述等から、申立人が、自らの標準報酬月額の減額に係る記録の訂正処理に関与したとして、平成21年10月7日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回、上記通知に納得できず、当時は名ばかりの役員で、実際は営業部長であり、経理や社会保険事務は社長が行っていたため、当該標準報酬月額の減額処理に関与できる立場でなかったとして、再度申し立てているが、新たな資料は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 1 月 16 日から同年 3 月 16 日まで  
② 平成 16 年 10 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

A社に試用期間として勤務した申立期間①及びB社に試用期間として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。企業が採用の際に、試用期間中は国民年金に加入するよう指示するのは不当であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業を承継したC社の回答及び申立人から提出された預金通帳の写しから、申立人が、申立期間①においてA社に勤務したことが確認できる。

しかし、C社は、2か月間の試用期間について、社会保険未加入の条件でアルバイト雇用契約を締結したとしており、申立期間①は厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、A社の従業員就業規則において、「従業員に採用された者には、原則として3か月以内の試雇期間をおく。」と定められており、当該期間について、C社は、「一定期間アルバイトの雇用契約を締結し、今後継続して働くことができるかどうか双方で判断するための期間で、アルバイト契約期間は社会保険の対象とならない契約である。」としている。

さらに、雇用保険の加入記録及びD健康保険組合の加入記録も厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、平成 13 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社の回答及び申立人から提出された預金通帳の写しから、申立人が申立期間②において同社に勤務したことが認められる。

しかし、B社は保険料控除方法について、翌月控除としているところ、申立人から提出された同社に係る「給与支給明細書」及び「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、申立期間②に係る平成16年11月及び同年12月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録、E健康保険組合の加入記録及びE厚生年金基金の加入記録も厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、申立人は、平成16年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険料が給与から控除されていないことは知っていたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 5 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の後継者の妻の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚二人に照会したところ、二人とも、申立人を記憶していたが、申立人の在職期間までは記憶していない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社に在籍した被保険者は、当時の事業主及び上記の同僚二人を除いて二人確認できるが、これらの者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月13日から28年11月30日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚4人の氏名と一人の姓を覚えていることから、連絡先が判明した一人に照会したが、回答が得られず、ほかの4人のうち一人は死亡し、二人はA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらず、残る一人は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある従業員10人に照会したところ、回答があった6人全員は申立人を知らないと回答していることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人から提出された、A社の住所が記載されている弟からの手紙の封筒及びB県C局D課（E係）からの封筒並びにF警察からのお知らせについては、いずれも日付は申立人の厚生年金保険の加入が確認できる期間のものであることから、これらの資料から申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間  
は同社元事業主宅で家事使用人として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被  
保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述及び申立人の除籍簿附票において、住所を定めた年月日の記載  
は無いが、昭和 49 年 3 月 10 日まで同社元事業主宅に住所を定めていたことから判断す  
ると、期間の特定はできないものの、同社元事業主宅における家事使用人としての勤務  
はうかがえる。

しかしながら、申立人と同様にA社の元事業主宅の家事使用人であった者は、「昭和  
36 年から 42 年までの 6 年間、社長（元事業主）宅の家事使用人として勤務してい  
た。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険  
の加入記録が確認できる期間は、昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 10 月 1 日までの 11 か  
月であり、上記供述の期間の一部にとどまっている。

また、A社の現在の事業主及び元従業員が、当時の給与・社会保険担当者であったと  
回答した元総務部長は、既に亡くなっている上、同社では、当時の関連資料を保存して  
いないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認  
することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者  
資格の喪失日を昭和 45 年 1 月 1 日とする社会保険事務所（当時）の喪失届受付年月日  
が、47 年 9 月 26 日と記載されているが、申立人の 45 年及び 46 年の定時決定の記録は  
無い上、46 年 10 月 15 日付けの同社に係る総合調査台帳によると、「全般的に良好と認  
めた」とされている。

加えて、この総合調査台帳に記載されたA社の被保険者数「8」人は、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立人を含まず、被保険者数8人が確認できることから、申立人は既に被保険者資格を有していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 54 年 9 月まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、営業職で勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に営業職で勤務していた申立期間当時は、残業代を含めて月額 20 万円ないし 25 万円の給与を支給されていたが、申立期間の同社における厚生年金保険の標準報酬月額は 12 万 6,000 円ないし 15 万円となっており、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額より低くなっていると申し立てている。

しかしながら、B 社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していないところ、当時の標準報酬月額が最高等級で 32 万円であることから、申立人の年齢及び在籍年数を勘案すると、申立人の主張する申立期間当時の給与額は、そぐわない (高額である) 印象が強い旨回答しており、また、申立人も申立期間に係る給与明細書等を保管していないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同期入社で、当時同じ営業職であった同僚 3 人に照会したところ、いずれも、申立期間当時の給与明細書は保管していないが、厚生年金保険の標準報酬月額は、おおむね給与額と一致している旨回答している上、オンライン記録でも、上記同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同じ水準であることが確認できる。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 11 日から 49 年 9 月 21 日まで  
A社に勤務した期間の標準報酬月額には各種手当が含まれておらず、実際の支給額と比べて低い。また、退職時の給与は 10 万円であったことを記憶している。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」旨回答しており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に氏名の記載があり、申立人の全在籍期間に被保険者であった従業員 8 人中、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、3 人から回答があったが、標準報酬月額に各種手当が含まれていることについて記憶している者はいなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

なお、A社に係る上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は昭和 49 年 9 月から 10 万 4,000 円に改定される予定であったことが確認できるが、申立人は当該記録が反映される前の同年 9 月 21 日に資格を喪失していることから、同年 9 月は被保険者期間として算入されず、資格喪失時である同年 8 月の標準報酬月額は、従前の記録である 6 万 8,000 円が適用されることとなる。

このほか、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月1日から4年10月31日までの期間及び9年2月1日から10年10月1日までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の平成10年10月1日から15年11月27日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年10月31日まで  
② 平成9年2月1日から15年11月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、事業主（代表取締役）であったが、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録において、平成2年10月から4年9月までの期間の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年10月31日）の後の同年11月5日付けで、53万円が8万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時は経営状態が悪く、保険料の支払が苦しくなったため、社会保険事務所（当時）の担当者と相談し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなるよう手続を取った。当時は代表者印の管理もしていた。」旨供述していることから、会社の手続及び関与が無いまま、社会保険事務所が標準報酬月額の減額改定処理を行うことはできず、会社の行為があったことは明らかであり、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っている代表取締役として、当該訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②のうち、オンライン記録において、平成9年2月から10年9月までの期間については、申立人の当該期間の標準報酬月額は、10年5月8日付けで、9年2月に遡って41万円が9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社における社会保険料の滞納について、不明である旨主張しているところ、同社に係る滞納処分票の記録では、申立期間②及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納し、その支払に苦慮していたことが確認できる上、当該滞納保険料の納付について、申立人を経理責任者として交渉を行っていることが記載されている。

また、A社の申立期間②当時の元従業員は、申立人は当時、同社の事務全般を取り仕切っており、経理・資金繰りも担当していた旨供述している。

以上のことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、A社における社会保険事務に職務上関与し、また、自身等の標準報酬月額の減額にも関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成10年10月から15年10月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、上記遡及減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は当該期間に係る保険料控除額を確認できる資料を保管していないとしている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認め

られる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められ、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月25日から34年5月19日まで  
② 昭和34年10月1日から35年10月30日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②の加入記録が無かった。A社には、昭和32年10月から34年5月まで勤務し、B社には同年10月から35年10月まで勤務していた。保険料も引かれていたと思うので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和32年10月から34年5月まで、A社に勤務していたと申し立てているが、同社における申立人の被保険者資格喪失日は33年6月25日となっており、申立期間①は被保険者となっていない。

また、A社は平成13年12月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、19年に清算されている上、申立期間①当時の事業主は居所不明のため、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に被保険者であったことが確認できる従業員に照会したところ、4人から回答があったものの、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

加えて、上記のうち同僚一人は、後にA社の事業主となっているが、申立期間①当時は自身の妻と義弟が給与計算や事務手続を担当していた旨を供述しているが、いずれも死亡しているため、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

また、申立人が記憶している事業所の所在地、社長名等から、期間は特定できないが、厚生年金保険の適用事業所であるB社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和51年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、平成18年に破産しており、申立期間②当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務状況、保険料控除等については確認できない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた二人は申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和33年4月1日に同社が適用事業所となったときの被保険者14人は、34年1月には6人になっており、うち4人は事業主とその家族となっている。その他、適用事業所になった日より後に、被保険者となったのは3人のみであり、同年1月から37年4月までの期間に、新たに被保険者資格を取得した者はいない。このことについて、元事業主（当時の事業主の子）は、厚生年金保険や健康保険に加入したが、「運転手の中には厚生年金保険を途中で喪失した者や入らなかった者がいた。」「（厚生年金保険を）続けていたのは、家族と会社の言うことを聞いてくれた人だけである。」と供述している。

加えて、昭和34年1月26日から36年3月1日まで被保険者であったことが確認できる上記従業員のうち一人は、在職中は給与計算を担当していたが、同人は厚生年金保険に加入していた認識は無く、厚生年金保険料を給与からは控除していなかった旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 2 日から 38 年 8 月 20 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 37 年 8 月頃、同社のB工場からC工場へ異動し、38 年 8 月まで継続勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚及び当時の従業員の回答から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について、不明と回答している。

また、当時の従業員の回答から、A社の社会保険事務担当であった者に照会したところ、「A社の厚生年金保険料の取扱いについて、納入の告知額と控除額のすり合わせを行っており、被保険者資格を喪失した従業員から保険料を控除していたことは考えられない。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失届の受理番号が「\*番」と記載されており、申立人と同一の受理番号で被保険者資格を喪失した者は、申立人のほかに3人が確認でき、いずれの者も、申立人と同様に昭和 37 年 8 月中に被保険者資格を喪失していることが記録されていることから、社会保険事務所（当時）における被保険者資格の喪失に係る手続に不自然な事務処理が行われたことはうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料等は一切所持していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 4 月 2 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと主張している。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人は、B社において、昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まで加入していることが確認できる。

また、A社の親会社であるC社の元取締役は、申立人をA社からB社に異動させたと供述し、B社の申立期間当時の事業主も、C社の元取締役から頼まれて申立人を申立期間に雇用していたと供述しており、また、A社の複数の元従業員は、期間は特定できないものの、申立人が同社からB社に異動したと供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間において、A社ではなく、B社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 5 年 4 月 1 日であり、申立期間において適用事業所となっていない。

また、B社の申立期間当時の事業主は、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与からは厚生年金保険料を控除していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑦について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③、④及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
③ 平成 3 年 5 月から同年 6 月 3 日まで  
④ 平成 3 年 10 月 16 日から同年 11 月まで  
⑤ 平成 3 年 6 月 3 日から同年 10 月 16 日まで  
⑥ 平成 4 年 4 月から同年 8 月 1 日まで  
⑦ 平成 4 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、D社に勤務していた申立期間⑤及びE社に勤務していた申立期間⑦の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額と異なるので、正しい記録に訂正してほしい。

また、D社に勤務していた申立期間③及び④、E社に勤務していた申立期間⑥の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 59 年 6 月から同年 9 月までは 11 万円、同年 10 月から 60 年 2 月までは 13 万 4,000 円と記録されているところ、申立人は、給与額は 30 万円であったと主張している。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る給料支払明細表によると、昭和 59 年 6 月から同年 9 月までは、11 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されており、同年 10 月及び同年 12 月から 60 年 2 月までは、13 万 4,000 円に基づく厚生

年金保険料が控除されており、上記被保険者名簿の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の被保険者資格取得時における標準報酬月額は11万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のC社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、申立人は、給与額は20万円であったと主張している。

しかしながら、C社は、当該期間当時の資料は保管しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除額については不明と回答している。

また、雇用保険の支給台帳によると、申立人は、C社を離職後に基本手当を受給していることが確認できるところ、同台帳に記載された離職時賃金日額からは、申立人が主張する報酬月額を同社から支給されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③及び④について、オンライン記録によると、D社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成3年6月3日、被保険者資格喪失日は同年10月16日と記録されているところ、申立人は、同年5月から同年11月まで同社に営業職で勤務していたと主張している。

しかしながら、D社に平成3年5月1日に入社し、厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社日と同一である元従業員は、申立人が自身より1、2か月後に入社し、入社してから3、4か月で退職したと供述しており、また、被保険者資格取得日が同年4月15日である元従業員も、申立人が自身より何か月か後に入社してきたと供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は平成3年6月3日、離職日は同年10月15日となっており、上記のオンライン記録と符合している。

さらに、F厚生年金基金が保管する加入員台帳によると、D社における申立人の資格取得日は平成3年6月3日、資格喪失日は同年10月16日と記録されており、上記のオンライン記録と一致している。

なお、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間③及び④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③及び④に係るD社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、オンライン記録によると、申立人のD社における厚生年金保険の標準報酬月額が34万円と記録されているところ、申立人は、給与額は40万円であったと主張している。

しかしながら、F厚生年金基金が保管する加入員台帳では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は34万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、当該期間当時、申立人と同じく営業担当であったD社の元従業員は、給与額が40万円以上の者は管理職であり、通常の営業職は、給与額が30万円から35万円くらいであったと供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑥について、オンライン記録によると、E社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成4年8月1日と記録されているところ、申立人は、同年4月から同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、E社の業務を引き継いでいるG社が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、資格取得日は平成4年8月1日となっていることが確認できる。

また、H健康保険組合の適用台帳によると、申立人の資格取得日は平成4年8月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、当該期間当時の事業主は、当時、試用期間を設けていたと供述しているところ、平成4年5月又は同年6月に入社したとする従業員は、同年8月までは厚生年金保険に加入しておらず、同年9月から厚生年金保険に加入したと供述しており、オンライン記録によると、当該従業員の被保険者資格の取得日は、同年9月1日であることが確認できる。

加えて、当該期間当時の従業員に照会したところ、申立人を記憶する者がいたものの、申立人の当該期間における勤務実態について明確な供述を得ることができなかった。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成4年5月14日に国民年金の保険料免除申請を行い、同年4月から同年7月まで国民年金保険料の納付を全額免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑦について、オンライン記録によると、申立人のE社における厚生年金保険の標準報酬月額が24万円と記録されているところ、申立人は、給与額は40万円であったと主張している。

しかしながら、G社が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、資格取得時の標準報酬月額は24万円と記載されており、また、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、資格喪失時の標準報酬月額は24万円と記載されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、H健康保険組合の適用台帳によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は24万円となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、G社は、上記通知書以外の資料を保管しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除額については不明である旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑦について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年10月1日まで  
② 昭和21年9月30日から23年3月30日まで  
③ 昭和41年5月1日から同年10月30日まで

A社B支店に勤務したうちの申立期間①及び②、C社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和18年4月1日からA社B支店に勤務したと主張しているところ、同社同支店(旧D社)に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は19年8月1日と記載されていることから、申立人は、同日から同社同支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)の施行前における労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)において、女子は被保険者となることができず、また、厚生年金保険法において、昭和19年9月30日までの期間は保険料徴収の施行準備期間であることから、申立期間①は、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

申立期間②について、申立人は、昭和23年3月30日までA社B支店に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、昭和26年以前の人事関係資料等を保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態を確認することはできないとしている。

また、A社B支店の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿と申立人に係る厚

生年金保険被保険者台帳の申立人の同社同支店における資格喪失日は一致していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、従姉が勤務していたE市にあったC社の営業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該従姉に申立人の勤務実態等について照会したが、同人からは供述を得ることができなかった。

また、C社の業務を引き継いでいるF社は、C社の人事記録等は引き継いでいないとしており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該従姉は、当該期間にC社G支社において厚生年金保険に加入していることが確認できたことから、同社同支社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者は無く、また、E市に同社同支社の営業所があったことを記憶している者も無いため、申立人の当該期間における勤務実態を確認することはできなかった。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和42年4月1日から同年6月1日まで及び同年10月1日から43年4月1日までC社G支社において厚生年金保険の被保険者となっており、このことについて、申立人は、E市にあった同社の営業所に勤務した期間は、当該期間であったかもしれないとも供述している。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月9日から41年7月21日まで  
② 昭和41年10月17日から42年7月20日まで

平成22年9月に、日本年金機構からのハガキを受け取り、申立期間に係る脱退手当金が昭和42年11月6日に支給決定されていること知ったが、その支払日は臨月であったため、脱退手当金を受け取ることはできなかつたので、受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和42年11月6日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後4年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の受給資格を有する9名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名に支給記録が確認でき、申立人を含む全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当該支給決定記録のある同僚の一人は、「退職時に厚生年金保険を脱退するか、そのままにするかと聞かれ、脱退することとし、会社に手続してもらい、脱退手当金を受け取った。」と供述していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年11月6日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月31日から38年9月26日まで  
年金記録の確認はがきにより脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務したA社退職後の昭和39年2月に婚姻して姓が変わっており、また、オンライン記録では、その9か月後の同年11月\*日に、脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の姓が、当該支給決定当時に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に伴い、当該姓の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月21日から30年4月12日まで  
年金事務所から、A社B工場の厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済期間であることを知らされたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、当該支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和30年4月23日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年4月12日の前後1年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある13人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、厚生年金保険被保険者の資格喪失に伴う被保険者期間や支給額の計算の記録が認められる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から11日後の昭和30年4月23日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 5 日から 35 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 10 月 31 日から 37 年 11 月 1 日まで

平成 21 年 2 月に、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 37 年 12 月 6 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 11 月 1 日の前後 5 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 16 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 13 人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿では、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年から30年まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同時期に勤務していた先輩や後輩には加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和27年4月より申立期間の頃も継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であり、申立期間のうち当該日付より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、昭和38年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている複数の従業員に照会を行った結果、回答のあった9人のうち事務職や軽作業を担当する女性従業員二人を除く7人が、A社では、入社後の3年から4年は見習（又は修業）期間であり、その間の給料は小遣い程度で厚生年金保険には加入していなかったと思う旨供述している。これら7人のうち、申立人より1年早く入社したとする3人は、入社後39か月又は40か経過後の同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得し、ほかの4人は、申立人と同年代に入社又は後輩であるが、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から入社していたにもかかわらず、当該適用事業所となった日よりさらに8か月から32か経過後、かつ、各々の入社日より31か月から50か経過後に厚生年金保険の被保険者

資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間当時におけるA社の従業員数は、申立人及び複数の同僚の供述により20人から25人程度であったと推察されるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年7月1日から、30年12月31日までの期間において、上記被保険者名簿から確認できる被保険者数は5人から7人であったことが確認できるほか、同僚から聴取した複数の従業員の氏名のうち、申立人が当時の同僚と答えた6人について、当該被保険者名簿に被保険者としての記載が見当たらない。

これらのことから判断すると、A社では、厚生年金保険の適用事業所となった日において、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、その後の申立期間においても、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。